

# 村田町公共施設等総合管理計画

令和3年12月

村 田 町

## 村田町公共施設等総合管理計画

## 目 次

<b>第1章 公共施設等総合管理計画について</b>	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 対象施設	3
<b>第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し</b>	5
第1節 公共施設等の状況	5
1. 公共建築物	5
2. インフラ施設及び公営企業施設	10
第2節 人口動向	15
1. 人口の推移	15
2. 階級別人口	16
第3節 財政の状況と今後の見通し	17
1. 歳入決算額の推移	17
2. 歳出決算額の推移	18
3. 地方債現在高の推移	20
4. 基金現在高の推移	20
第4節 将来更新費用の推計	21
1. 公共建築物	21
2. インフラ施設及び公営企業施設	23
3. 公共施設等全体の将来更新費用の推計	27
<b>第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針</b>	28
第1節 計画期間	28
第2節 計画の体系	28
第3節 全庁的な取組体制の構築等	29
第4節 公共施設等の課題に関する基本認識	30
1. 公共施設等の老朽化への対応	30
2. 人口減少等社会情勢の変化への対応	30
3. 財源の確保	30
4. 公共施設等の適正配置・規模の確保	30
第5節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	31
1. 点検・診断等の実施方針	32
2. 維持管理・修繕・更新等の実施方針	32
3. 安全確保の実施方針	33
4. 耐震化の実施方針	33
5. 長寿命化の実施方針	34

## 目次

6. 統合や廃止の推進方針	・・・	34
7. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	・・・	34
第6節 計画の推進及びフォローアップの実施方針	・・・	35
1. 推進本部による進捗管理及び計画の見直し	・・・	35
2. 進捗状況等の公表	・・・	35
3. 民間活力の導入	・・・	35
<b>第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針</b>	・・・	
第1節 公共建築物	・・・	<b>36</b>
1. 町民文化系施設	・・・	36
2. 社会教育系施設	・・・	38
3. スポーツ・レクリエーション系施設	・・・	40
4. 学校教育系施設	・・・	42
5. 子育て支援施設	・・・	44
6. 保健・福祉施設	・・・	46
7. 行政系施設	・・・	48
8. 公営住宅	・・・	50
9. 公園	・・・	52
10. その他	・・・	54
第2節 インフラ施設及び公営企業施設	・・・	56
1. 道路・橋りょう	・・・	56
2. 上水道施設	・・・	56
3. 下水道施設	・・・	57

## 第1章 公共施設等総合管理計画について

### 第1節 計画の目的

国において高度経済成長期以降に集中的に整備された公共施設等<sup>1</sup>の老朽化対策が大きな課題となっており、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要の変化が予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

本町においては、公共施設等の半数以上が、高度経済成長期以降の昭和40年代から60年代にかけて整備されており、築30年以上を経過しているため、老朽化対策が大きな課題となっています。

こうした公共施設等は、大規模改修や建替え等の措置を講じなければ安心して使用することが困難になる恐れがありますが、人口減少等による地方税の減少や社会保障関係費の増大、更には地方交付税の交付額の減少等による厳しい財政状況が続く中、全ての公共施設等を維持・更新していくことは困難な状況にあります。

このような中、国においては、平成25年11月には「インフラ長寿命化計画」を策定し、老朽化対策への取り組みを始めました。また、平成26年4月には、地方公共団体に対して「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について」通知され、「公共施設等総合管理計画」の策定が要請されました。

このため本町では、公共施設等の老朽化の状況や、今後の人口や財政状況等の見通しについて把握・分析を行い、公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を定めることを目的として、平成29年3月に「村田町公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、公共施設マネジメントに取り組んできました。

今回、令和3年3月に施設ごとの具体的な管理の取組方針を示した「村田町個別施設計画」（以下、「個別施設計画」という。）を策定したことや総務省からの改定要請など、本町を取り巻く状況の変化を踏まえて、本計画の改定を行い、本町が所有する公共施設等の総合的な管理による老朽化対策を推進してまいります。

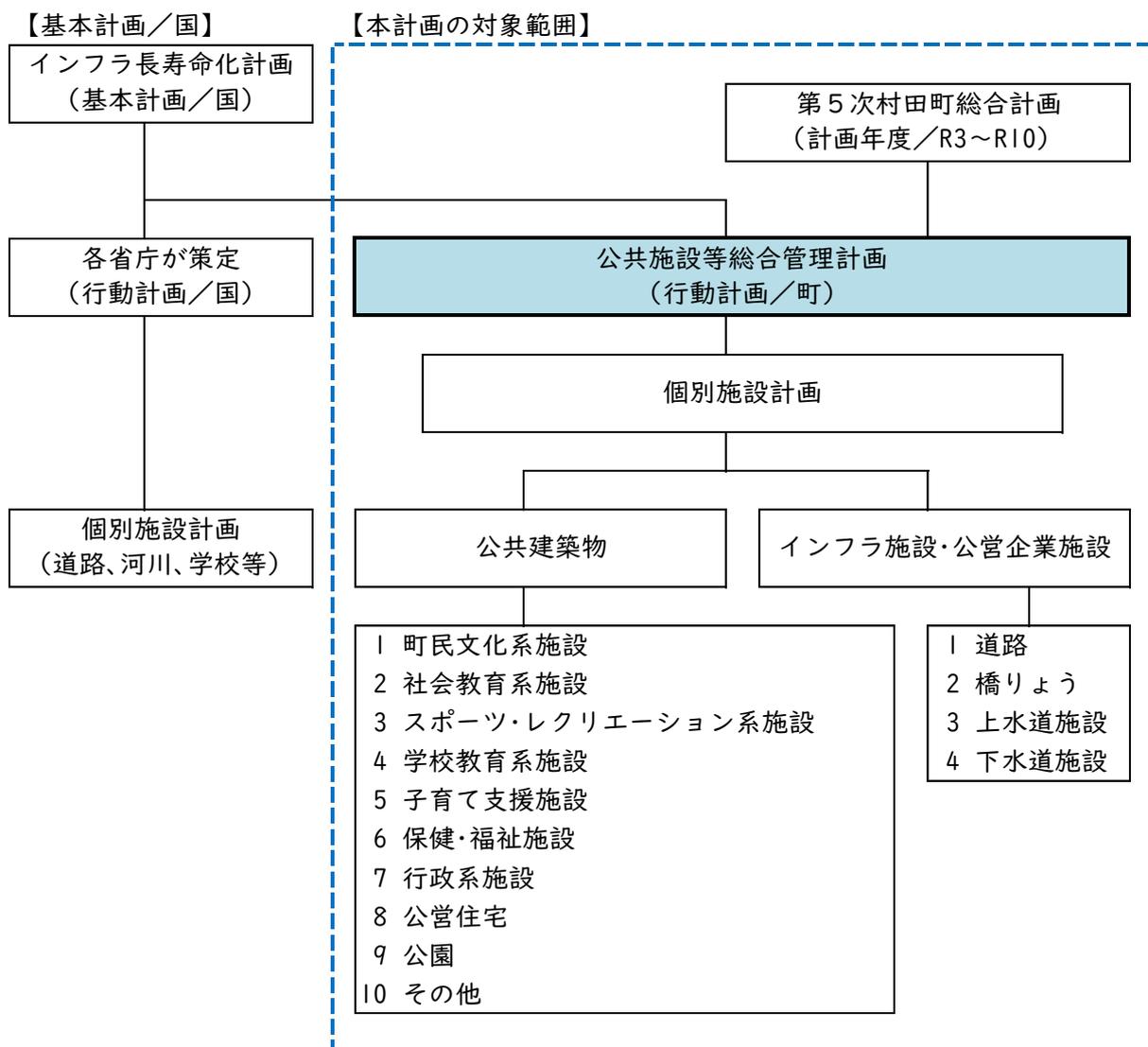
<sup>1</sup> 公共施設等…公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。  
具体的には、いわゆるハコモノの他、道路、橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（浄水場、污水处理場等）等も含む包括的な概念。

## 第2節 計画の位置付け

「第5次村田町総合計画（以下「総合計画」という。）」では、まちの将来像を『**安心して豊かに暮らせるまち むらた**』としており、これを実現するための基本構想の推進に向けて、地方自治法にある「最少の経費で最大の効果を挙げる」という基本原則にのっとり、町政全般にわたり、更なる行財政改革に取り組むこととしています。

本計画は、本町の最上位計画である総合計画の一環として策定する計画であり、今後、公共施設等で提供するサービス及び維持・改修、更新に係る計画は、すでに公共施設等の所管課ごとに策定されている各種計画の有無にかかわらず、すべてこの計画に準ずるものとします。

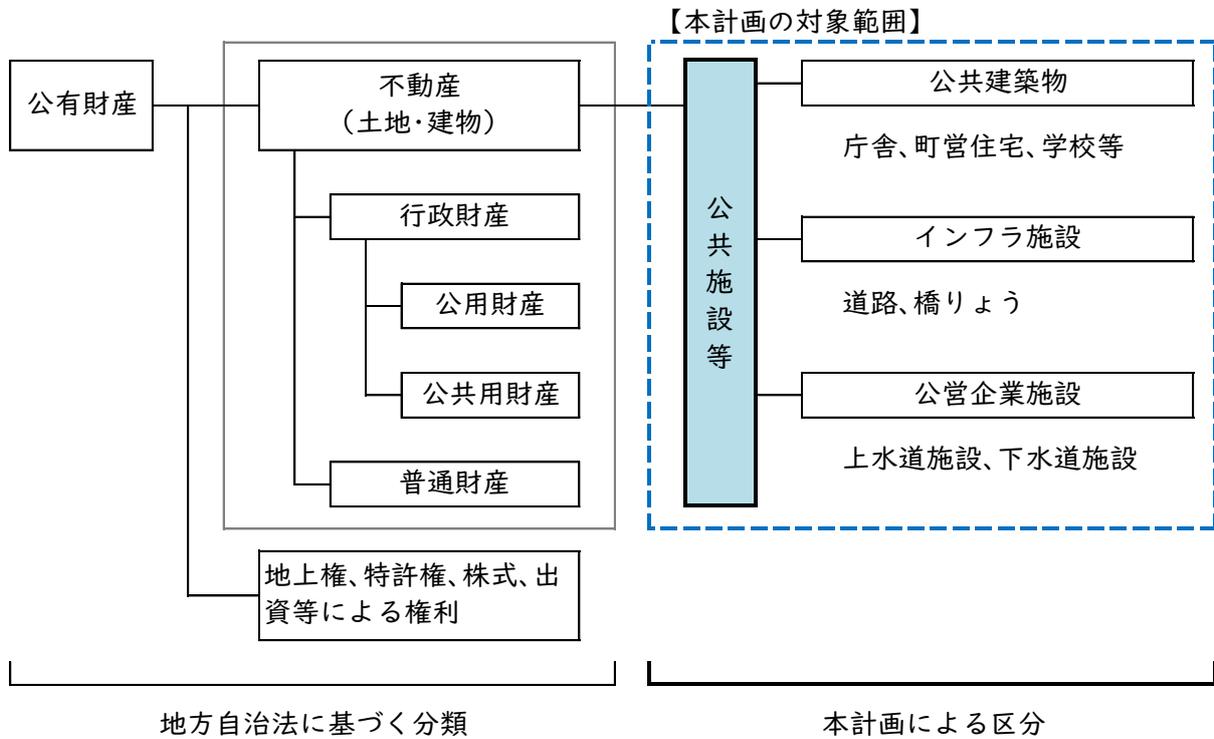
【図1-1】計画の位置付け



### 第3節 対象施設

本計画の対象施設は、本町が所有する全ての公共施設等を対象とし、公共建築物、インフラ施設、公営企業施設に分類します。

【図 1-2】対象施設



【表1】施設類型

	大分類	中分類	施設種別（例）
公共建築物	町民文化系施設	集会施設	公民館
	社会教育系施設	博物館等	歴史資料館
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館
		レクリエーション施設・観光施設	野外活動センター、道の駅
	学校教育系施設	学校	小学校、中学校
		その他教育施設	給食センター
	子育て支援施設	幼保・子ども園	幼稚園、保育所
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	デイサービスセンター、老人憩の家、ふれあいセンター
		障害福祉施設	就労支援施設
		保健施設	保健センター
		その他社会福祉施設	多世代交流センター
	行政系施設	庁舎等	役場庁舎
		その他行政系施設	防災センター
	公営住宅	公営住宅	町営住宅
公園	公園	管理棟、倉庫、便所	
その他	その他	公衆便所、職員住宅	
インフラ施設	道路		
	橋りょう		
公営企業施設	上水道施設（管路、浄水場、配水池） ※「上水道事業会計」及び「工業用水道事業会計」に属する施設		
	下水道施設（管路、下水処理施設） ※「下水道事業会計」に属する施設		

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

第1節 公共施設等の状況

1. 公共建築物

(1) 保有状況

本町が保有する公共建築物は68施設(142棟)、延床面積は69,265.10㎡となっています。

本計画策定時(平成29年3月)における公共建築物は70施設(164棟)、延床面積は72,170.92㎡あり、延床面積ベースで見ると、2,905.82㎡減少しています。

減少した主な理由は、旧村田第五小学校の除却と町営石生住宅の一部除却によるものです。

【表2-1】施設類型別整備状況

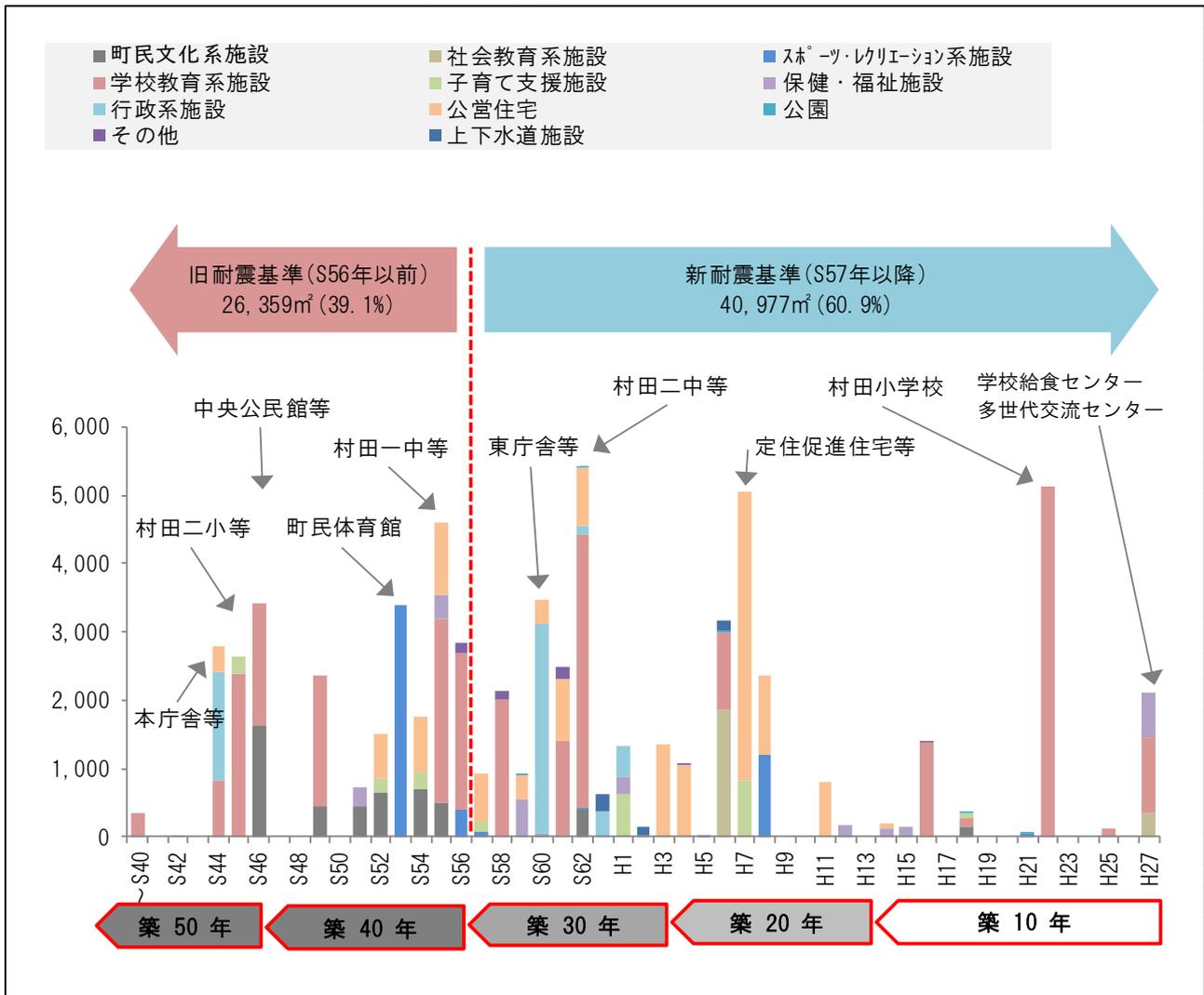
No	施設類型		施設種別	施設数		延床面積 (㎡)	構成比		
	大分類	中分類		棟数			延床面積	構成比	
1	町民文化系施設	集会施設	公民館	7	7	4,781.71	4,928.31	7.1%	
2			その他	1	1	146.60			
3	社会教育系施設	博物館等	歴史資料館	3	4	2,434.59	2,434.59	3.5%	
4	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館	1	1	3,381.00	6,801.61	9.8%	
5			その他	2	2	84.00			
6	レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	観光施設	4	20	2,034.37			
7			道の駅	1	2	906.74			
8			野外活動センター	1	1	395.50			
9	学校教育系施設	学校	小学校	4	12	14,931.00	28,712.90	41.5%	
10			中学校	2	8	12,541.00			
11			その他教育施設	給食センター	1	1			1,107.90
12				その他	1	1			133.00
13	子育て支援施設	幼稚園・保育園	幼稚園	4	6	1,725.00	2,409.10	3.5%	
14			保育所	1	2	684.10			
15	保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人憩の家	1	1	356.00	2,591.44	3.7%	
16			デイサービスセンター	1	1	258.61			
17			ふれあいセンター	3	3	446.00			
18		障害福祉施設	就労支援施設	1	1	310.00			
19		保健施設	保健センター	1	1	560.00			
20		その他社会福祉施設	多世代交流センター	1	1	660.83			
21	行政系施設	庁舎等	役場庁舎	3	3	5,068.80	5,557.10	8.0%	
22			その他行政系施設	防災センター	5	5			488.30
23	公営住宅	公営住宅	町営住宅	7	40	14,690.79	14,690.79	21.2%	
24	公園	公園	便所・倉庫等	4	9	140.60	140.60	0.2%	
25	その他	その他	職員住宅	1	1	160.80	489.10	0.7%	
26			公衆便所	3	3	31.50			
27			排水機場	2	2	296.80			
28	上水道施設	上水道施設	浄水場	1	2	369.00	369.00	0.5%	
29	下水道施設	下水道施設	汚水処理場	1	1	140.56	140.56	0.2%	
計				68	142	69,265.10	69,265.10	100.0%	

(2) 建築年度別延床面積の状況

建築年度別の延床面積の状況を見ると、昭和44年度から昭和62年度にかけて役場庁舎や学校施設を中心に公共建築物を集中的に整備してきました。その後は新たな整備はやや減少しますが、平成22年度には村田小学校、平成27年度には学校給食センター及び多世代交流センター（旧地域福祉センター）を整備したほか、定住促進住宅（平成7年建築）の購入によって延床面積が大きく増加しています。

昭和57年以降の新耐震基準で建築された公共建築物の延床面積の割合は、全体の約6割を占めており、残りの約4割は旧耐震基準で建築された公共建築物となっています。

【図2-1】整備年度別延床面積



※社会教育系施設及びスポーツ・レクリエーション系施設のうち、大正時代以前に建築された施設分(1,928 m<sup>2</sup>)を除く

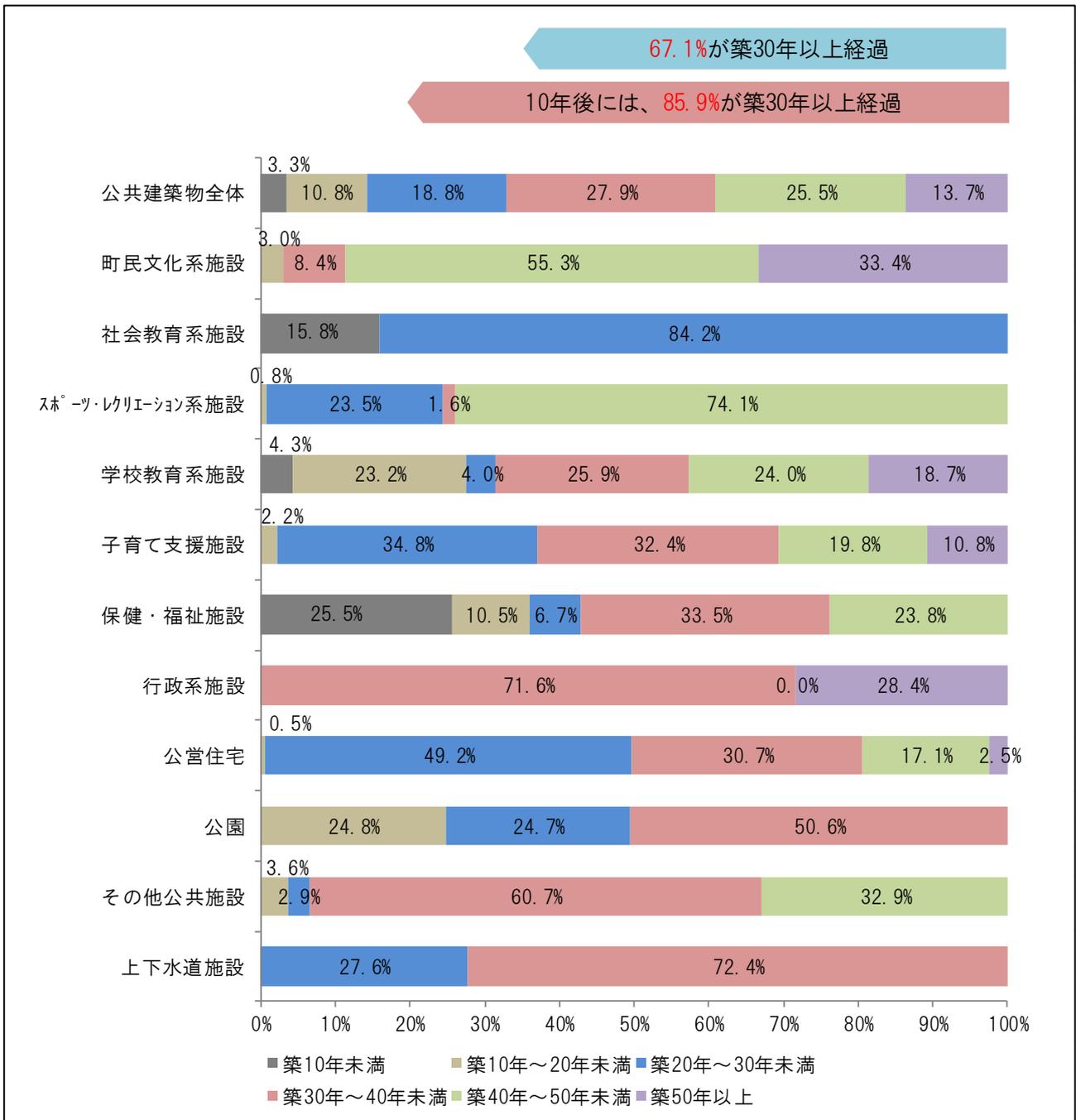
(3) 施設類型別築年数割合

施設類型別築年数割合をみると、令和2年度末現在において、公共建築物全体の約7割が築30年以上経過しています。

現状のまま推移すると、10年後には公共建築物全体の約9割が築30年以上経過することになります。

一般的に築30年で大規模改修が必要になるといわれていることから、これらの老朽化した公共建築物に対して、今後、多額の維持補修費や更新費用が必要になることが見込まれます。

【図2-2】公共建築物築年数割合



(4) 人口一人当たりの行政財産延床面積の比較

本町の人口一人当たりの行政財産延床面積は 6.10 m<sup>2</sup>/人となっており、県内の町村平均の 7.91 m<sup>2</sup>/人を下回っています。

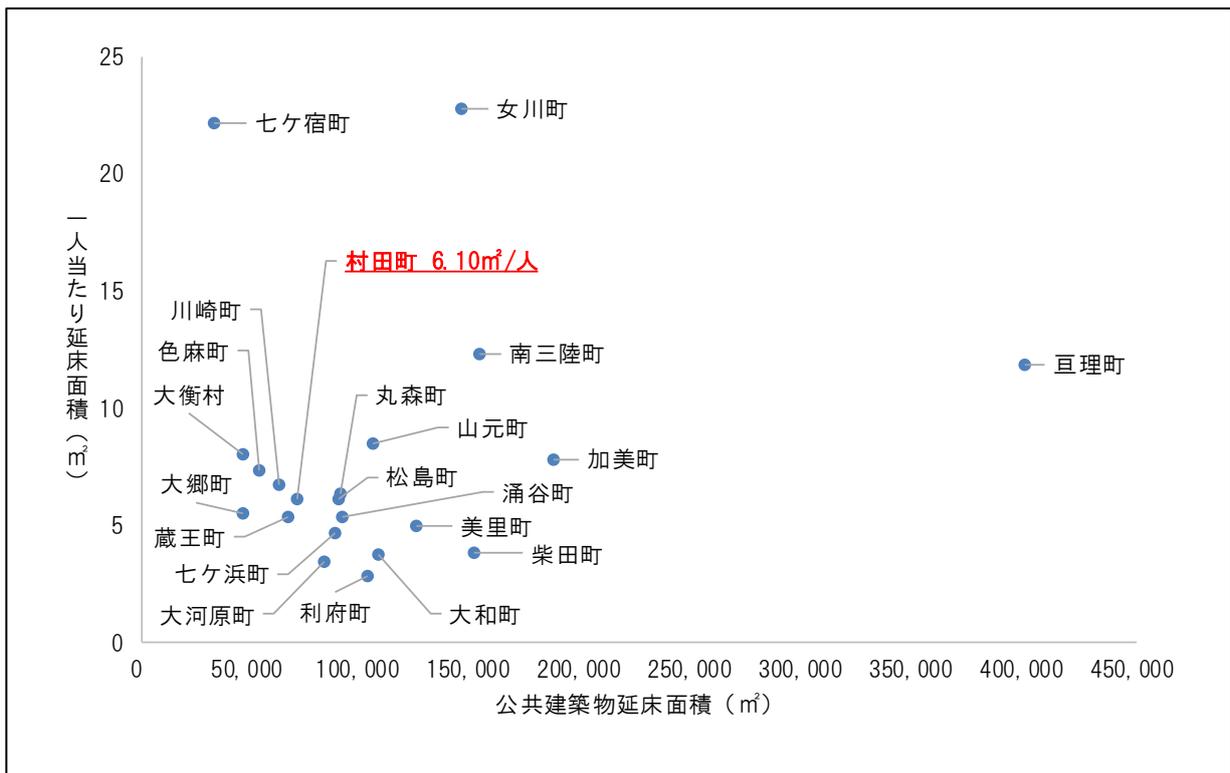
人口一人当たりの行政財産延床面積は以下の方法で算出  
 行政財産建物延面積 ÷ 平成 27 年国勢調査人口（基本集計）

【表 2-2】 行政財産施設保有数の県内他町村との比較

町村名	行政財産建物延床面積 (m <sup>2</sup> )	平成27年国勢調査人口 (人)	一人当たり延床面積 (m <sup>2</sup> /人)	町村名	行政財産建物延床面積 (m <sup>2</sup> )	平成27年国勢調査人口 (人)	一人当たり延床面積 (m <sup>2</sup> /人)
蔵王町	65,633	12,316	5.33	利府町	102,073	35,835	2.85
七ヶ宿町	32,437	1,461	22.20	大和町	106,498	28,244	3.77
大河原町	82,027	23,798	3.45	大郷町	45,863	8,370	5.48
<b>村田町</b>	<b>70,147</b>	<b>11,501</b>	<b>6.10</b>	大衡村	45,803	5,703	8.03
柴田町	150,096	39,525	3.80	色麻町	53,158	7,238	7.34
川崎町	62,016	9,167	6.77	加美町	186,313	23,743	7.85
丸森町	89,360	13,972	6.40	涌谷町	90,131	16,701	5.40
亘理町	399,311	33,589	11.89	美里町	123,722	24,852	4.98
山元町	104,391	12,315	8.48	女川町	144,206	6,334	22.77
松島町	88,916	14,421	6.17	南三陸町	152,788	12,370	12.35
七ヶ浜町	87,445	18,652	4.69	県内町村平均			7.91

データ/公共施設状況調経年比較表（総務省）の令和元年度行政財産（建物延床面積）データ

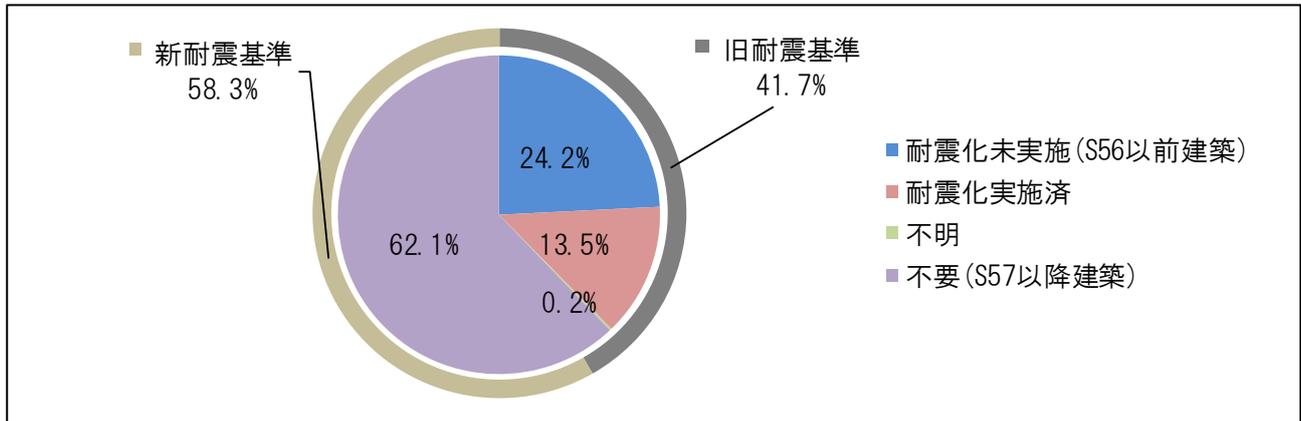
【図 2-3】 人口一人当たりの行政財産延床面積の比較



(5) 耐震化の状況

耐震診断や耐震補強が必要となる昭和56年以前の旧耐震基準で建築された公共建築物は、公共建築物全体の約4割を占めており、そのうち約3割の施設は耐震化整備が済んでいないため、今後も引き続き使用することが不可欠な施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を順次実施していく必要があります。

【図 2-4】耐震化の状況



(6) 有形固定資産減価償却率の推移

本町の有形固定資産減価償却率は年々増加傾向にあり、類似団体内平均を上回る高い水準にあります。これは、施設の老朽化が進んでいることとなります。

【表 2-3】有形固定資産（一般会計分）減価償却率

年度	平成 27 年度 (%)	平成 28 年度 (%)	平成 29 年度 (%)	平成 30 年度 (%)	令和元年度 (%)
村田町	58.0	63.5	60.4	62.3	63.9
類似団体内平均	55.8	57.6	58.9	60.5	61.2

## 2. インフラ施設及び公営企業施設

## (1) 道路の整備状況

令和2年度末現在において、412路線、実延長238,038m、道路部面積1,271,261㎡の道路及び実延長213m、道路面積有効幅員755㎡の自転車歩行者道を保有しており、その他の町道が実延長の70.5%、面積の57.2%を占めています。

本計画策定時より、路線は7路線、実延長は2,185m、道路部面積は34,481㎡増加しています。

【表2-4】道路総量（実延長と道路面積）

分類	実延長 (m)	延長割合 (%)	面積 (㎡)	面積割合 (%)
1級（幹線）町道	26,643	11.2	270,466	21.3
2級（幹線）町道	43,503	18.3	273,564	21.5
その他の町道	167,892	70.5	727,231	57.2
小計	238,038	100.0	1,271,261	100.0
自転車歩行者道	213	-	755	-
合計	238,251	-	1,272,016	-

(2) 橋りょうの整備状況

平成27年度末現在において、実延長1,522m、橋りょう部面積7,926㎡、計101橋（うち15m未満61橋、15m以上40橋）の橋りょうを保有しており、このうち、PC橋が橋りょう面積の50.4%を占めています。

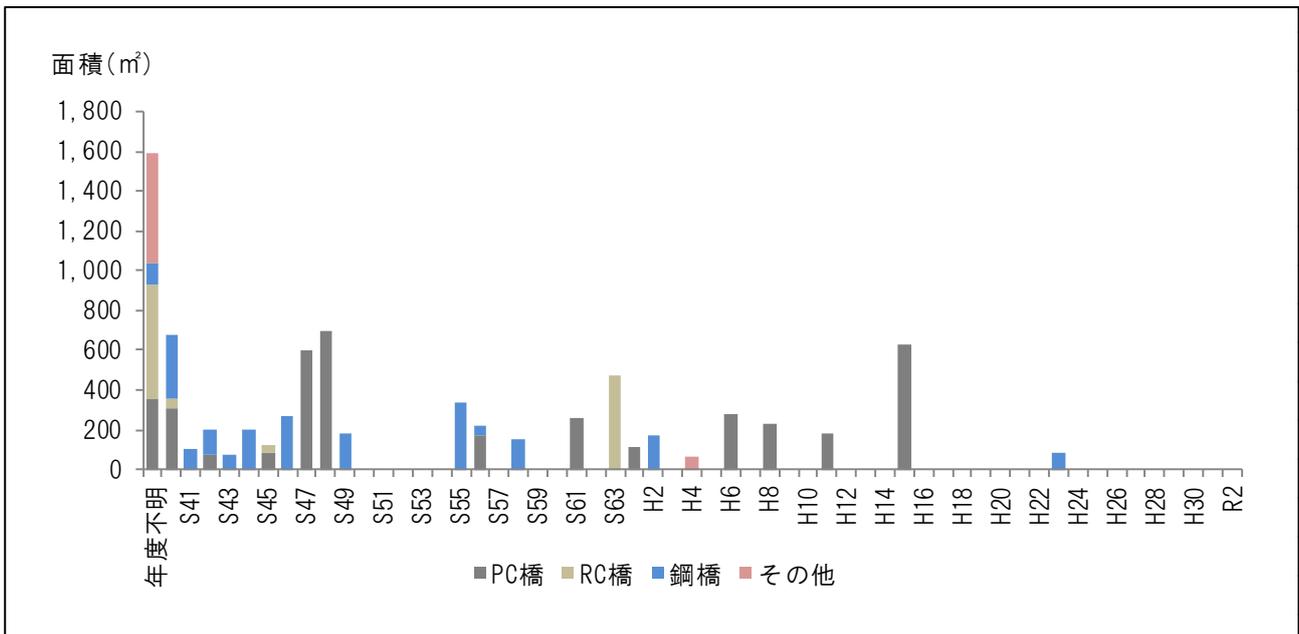
本計画策定時より、保有量に増減はありません。

なお、適切な維持管理を継続的に行い、地域道路ネットワークの安全性・信頼性を確保するため、平成25年度に「村田町橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、橋りょうの長寿命化に取り組んでいます。

【表2-5】橋りょう総量（橋梁面積）

分類	面積（㎡）	面積割合（%）	
PC橋	3,998	50.4	※プレストレストコンクリート橋
RC橋	1,136	14.3	※鉄筋コンクリート橋
鋼橋	2,165	27.3	
その他	627	7.9	
合計	7,926	100.0	

【図2-5】橋りょう構造別年度別整備面積



(3) 上水道（工業用水道含む）の整備状況

令和2年度末現在において、911m（うち工業用水道911m）の導水管、6,372mの送水管、179,543m（うち工業用水道2,337m）の配水管、1ヶ所の浄水場、9ヶ所（うち工業用水道2ヶ所）の配水池を保有しており、上水道については、配水管が管路延長の96.5%を占めており、工業用水道についても同様に、配水管が管路延長の72.0%を占めています。

本計画策定時より、送水管が1,137m増加し、配水池1ヶ所減少しています。

令和2年度末現在における上水道の給水戸数は3,901戸、給水人口は10,150人で、普及率は97.6%となっており、工業用水道の給水先事業所数は3事業所となっています。

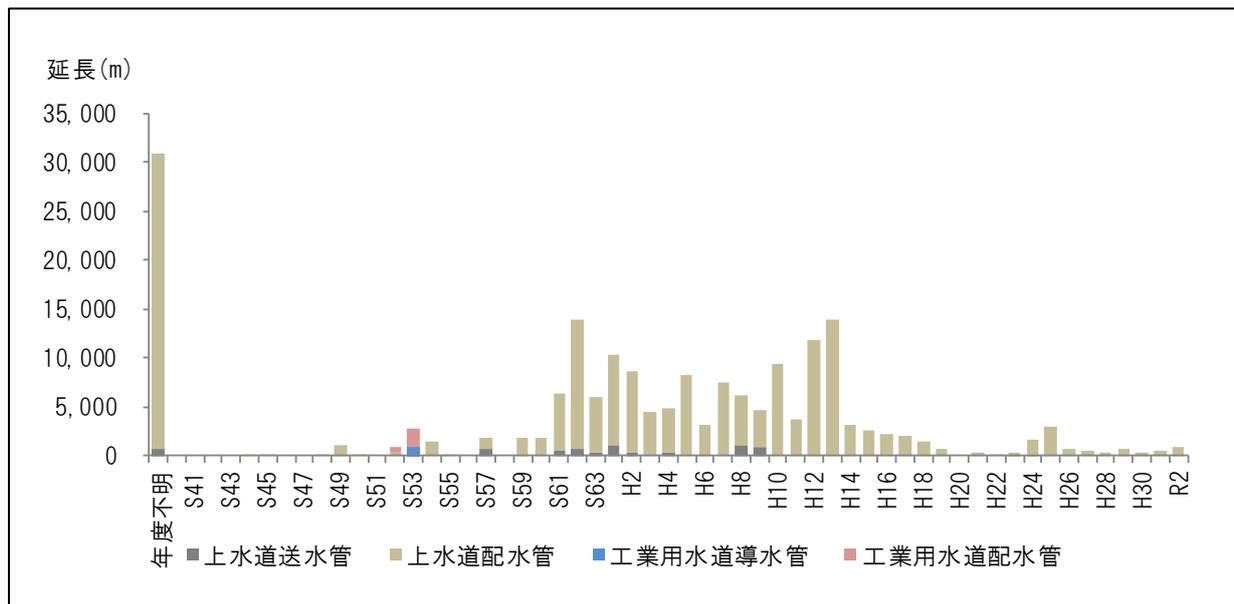
【表 2-6】 上水道総量（用途別延長）

分類	上水道		工業用水道		合計	
	延長 (m)	延長割合 (%)	延長 (m)	延長割合 (%)	延長 (m)	延長割合 (%)
導水管	0	-	911	28.0	911	0.5
送水管	6,372	3.5	0	-	6,372	3.4
配水管	177,206	96.5	2,337	72.0	179,543	96.1
合計	183,578	100.0	3,248	100.0	186,826	100.0

【表 2-7】 上水道総量（管種別延長）

分類	上水道		工業用水道		合計	
	延長 (m)	延長割合 (%)	延長 (m)	延長割合 (%)	延長 (m)	延長割合 (%)
ダクタイル鋳鉄管	53,967	29.4	3,248	100.0	57,215	30.6
硬質塩ビ管	84,328	45.9	0	-	84,328	45.1
ポリエチレン管	36,527	19.9	0	-	36,527	19.6
その他	8,756	4.8	0	-	8,756	4.7
小計	183,578	100.0	3,248	100.0	186,826	100.0

【図 2-6】 上水道用途別年度別整備延長



【表 2-8】有形固定資産（上水道事業会計分）減価償却率

年度	平成 27 年度 (%)	平成 28 年度 (%)	平成 29 年度 (%)	平成 30 年度 (%)	令和元年度 (%)
村田町	44.2	46.0	46.3	48.2	49.7
類似団体内平均	47.7	48.1	46.6	47.9	49.1

(4) 下水道施設（農業集落排水含む）

令和2年度末現在において、73,178mの管路（うち6,649mが農業集落排水区域内）、1ヶ所の農業集落排水終末処理場を保有しており、このうち、下水道については、塩ビ管が管路延長の82.3%を占めており、農業集落排水についても同様に、塩ビ管が管路延長の95.7%を占めています。

本計画策定時より、管路が1,002m増加しています。

令和2年度末現在における下水道については、処理区域内人口は6,693人、水洗化人口は5,751人で、水洗化率は85.9%となっており、農業集落排水については、処理区域内人口298人、水洗化人口293人で、水洗化率は98.3%となっています。

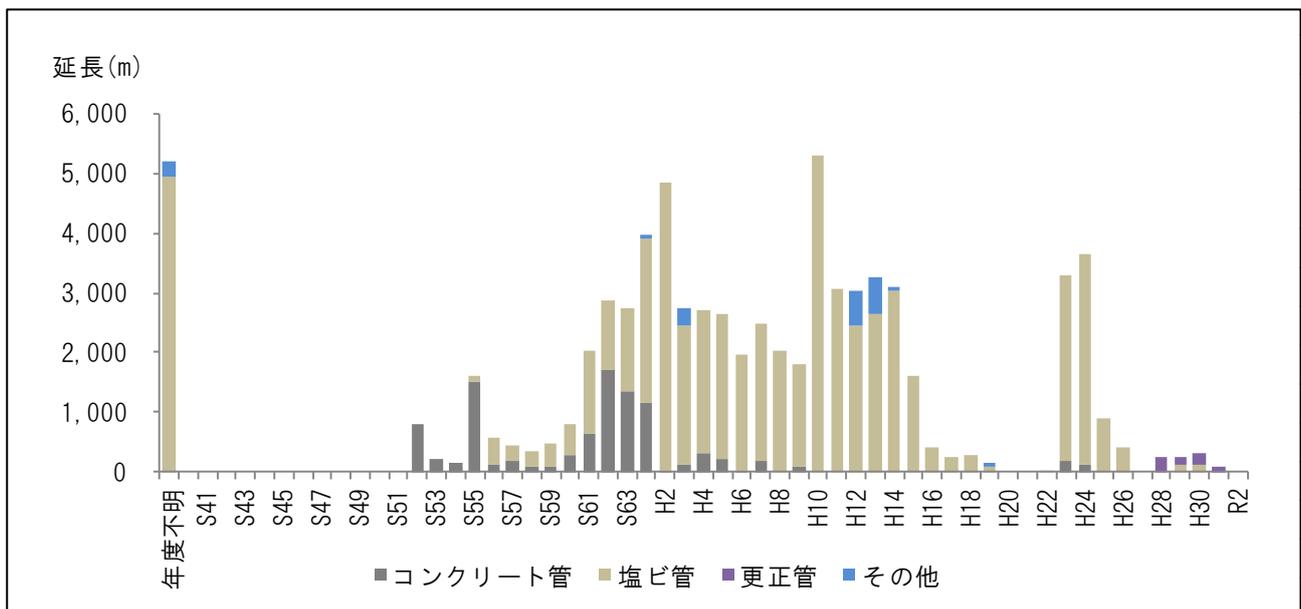
【表 2-9】 下水道総量（管種別延長）

分類	下水道		農業集落排水		合計	
	延長 (m)	延長割合 (%)	延長 (m)	延長割合 (%)	延長 (m)	延長割合 (%)
コンクリート管	9,516	14.3	0	-	9,516	13.0
塩ビ管	54,733	82.3	6,366	95.7	61,099	83.5
その他	2,280	3.4	283	4.3	2,563	3.5
小計	66,529	100.0	6,649	100.0	73,178	100.0

【表 2-10】 下水道総量（管径別延長）

分類	下水道		農業集落排水		合計	
	延長 (m)	延長割合 (%)	延長 (m)	延長割合 (%)	延長 (m)	延長割合 (%)
～250mm	60,527		6,544		67,071	
251～500mm	2,584		105		2,689	
501～1000mm	3,418		0		3,418	
小計	66,529	100.0	6,649	100.0	73,178	100.0

【図 2-7】 下水道種別年度別整備延長



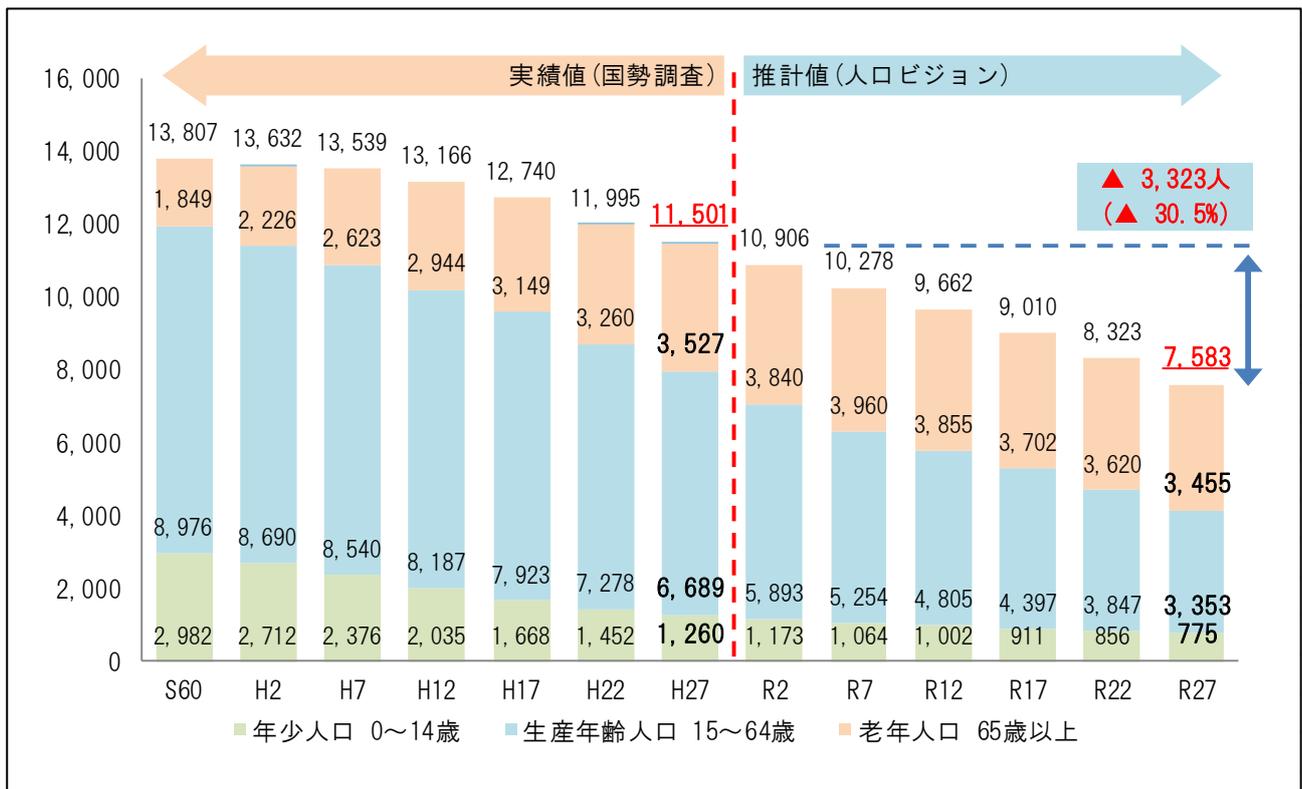
## 第2節 人口動向

### 1. 人口の推移

本町の昭和60年以降の人口推移をみると、平成7年までは緩やかな減少傾向で推移してきましたが、平成17年には1万3千人を割り込み、平成22年には1万2千人を割り込むなど、人口減少が進んでおります。

村田町まち・ひと・しごと創生総合戦略（村田町人口ビジョン）による町独自推計<sup>2</sup>によると、今後も人口減少が進み、令和27年には7,583人まで減少すると予測されております。

【図2-8】人口の推移

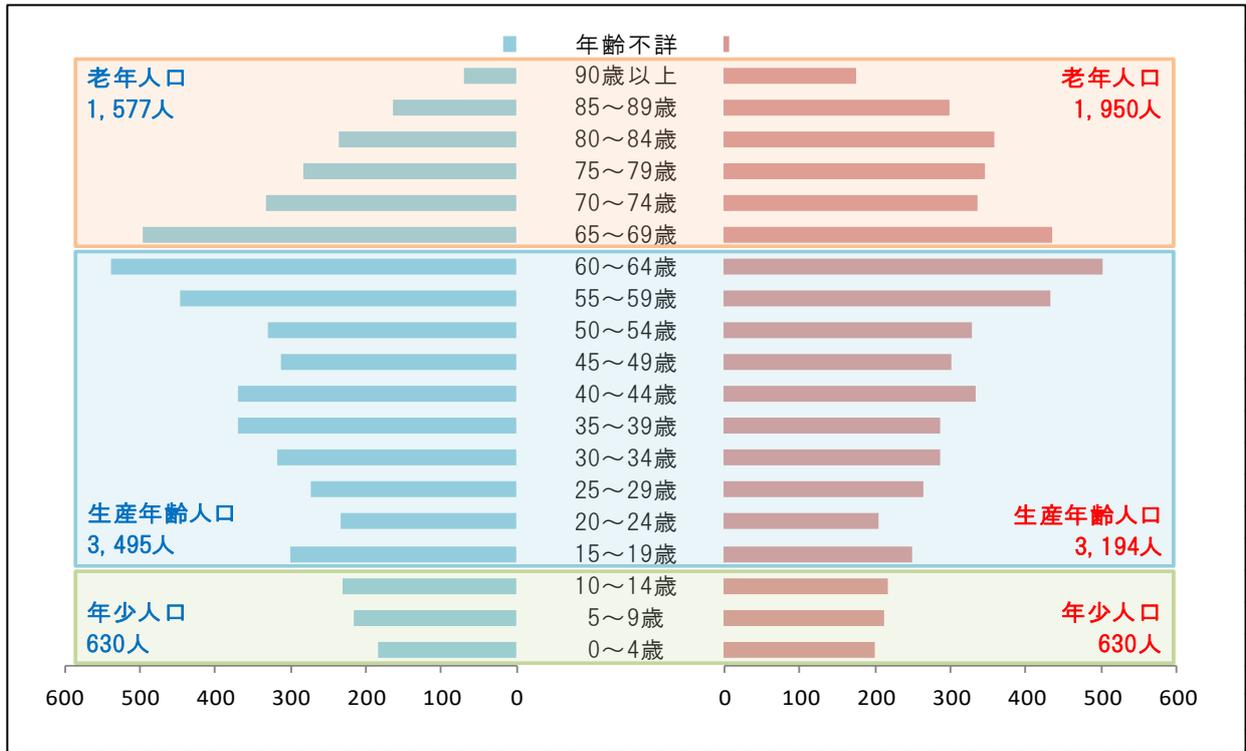


<sup>2</sup> 町独自推計…合計特殊出生率を令和22年(2040年)に人口置換水準である2.07まで上昇すると目標を設定した場合の推計

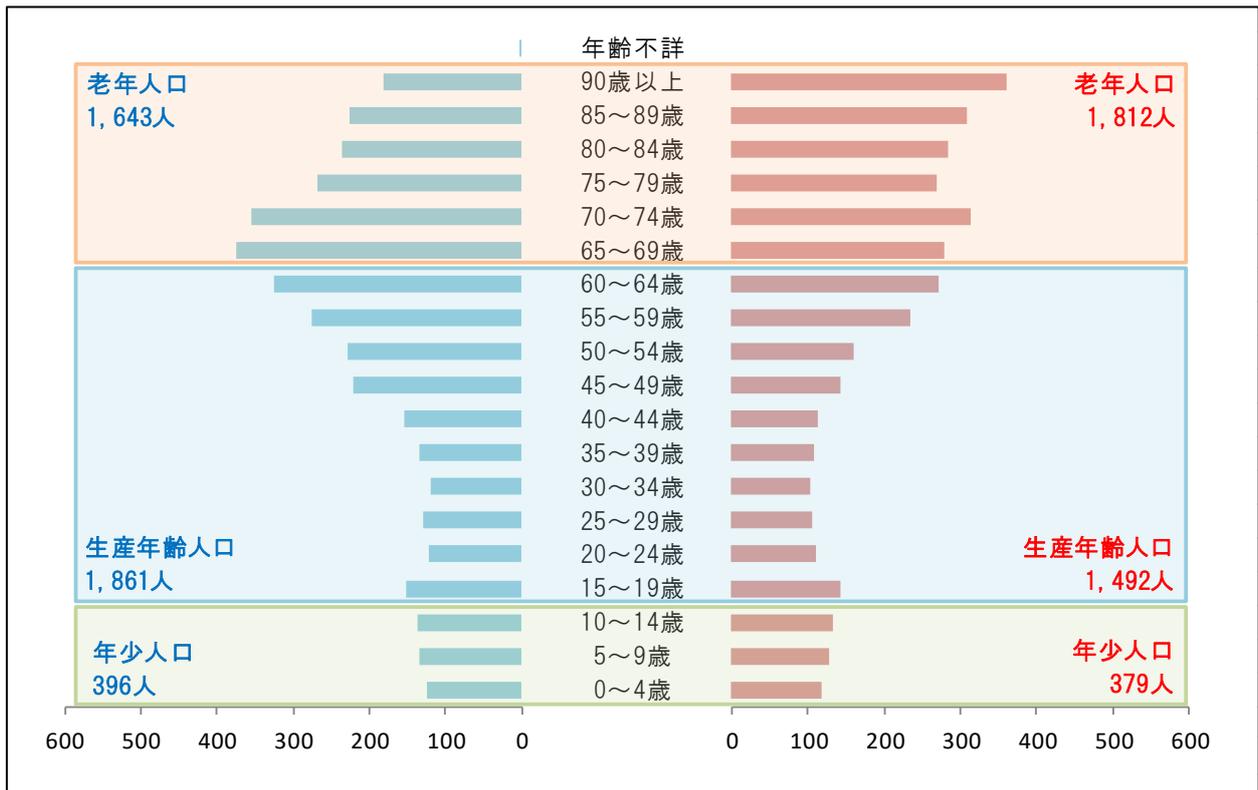
2. 階級別人口

5歳階級別にみると、平成27年は55～69歳の人口が特に多く、生産年齢人口が全体の約6割、老年人口が全体の約3割を占めていますが、24年後の令和27年には55～69歳の人口がほぼ半減し、生産年齢人口が全体の約5割、老年人口が全体の約4割を占め、生産年齢人口割合が減少し、老年人口割合の増加が予測されます。

【図2-9】平成27年階級別人口（実績値）



【図2-10】令和27年階級別人口（推計値）



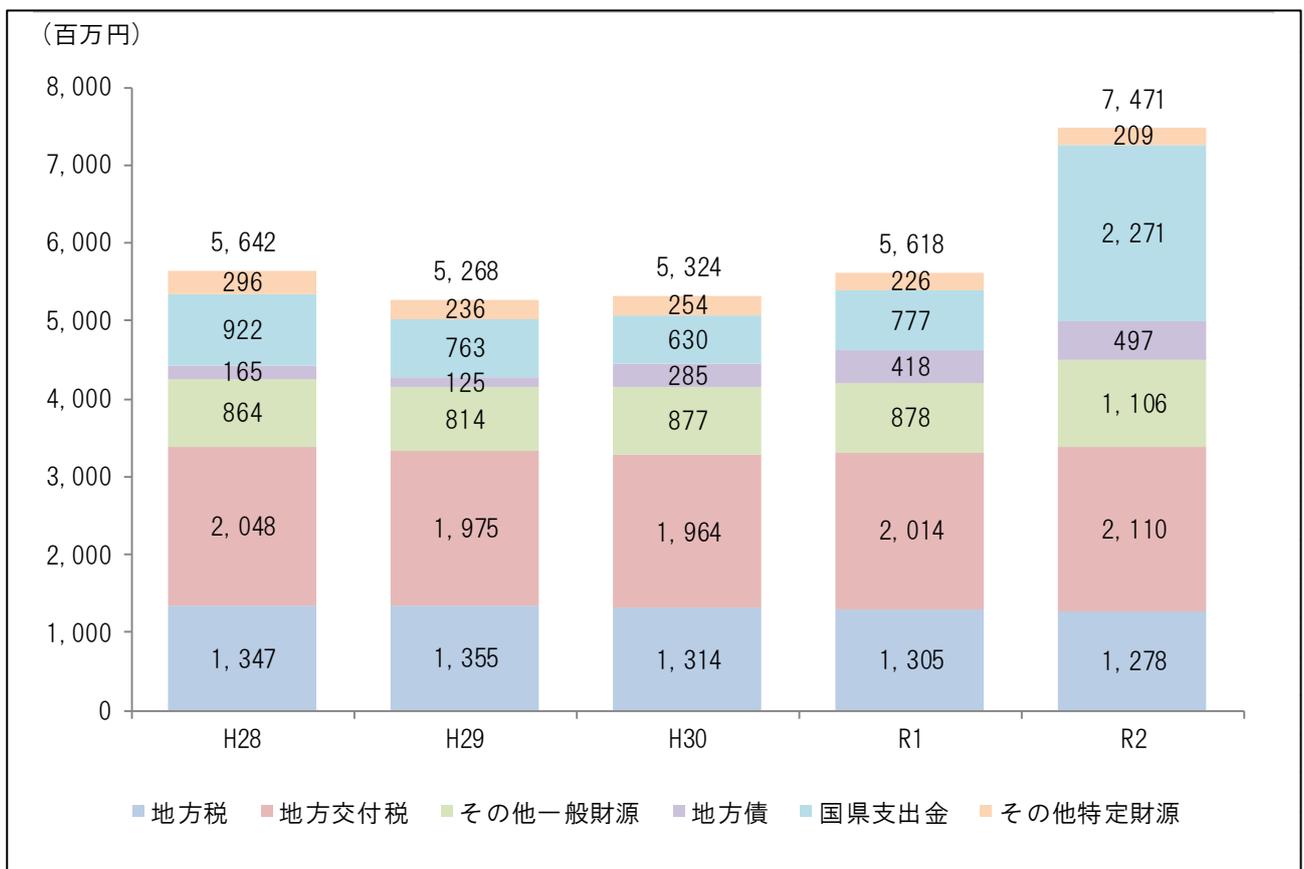
第3節 財政の状況と今後の見通し

1. 歳入決算額の推移

令和2年度の歳入決算額（普通会計）は74.7億円で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び特別定額給付金事業補助金等の皆増、ふるさと納税寄付金の増により対前年度で18.5億円増となり、歳入全体の約7割が依存財源となっています。

本町では、未収金対策の強化や町有財産の適正管理、ふるさと納税制度を活用した自主財源の歳入確保策の展開を図っていますが、歳入の大きな割合を占めている地方税については、長期的には生産年齢人口が減少することが予測されているため、減少することが懸念されます。

【図2-11】 性質別歳入の推移(普通会計決算額)



2. 歳出決算額の推移

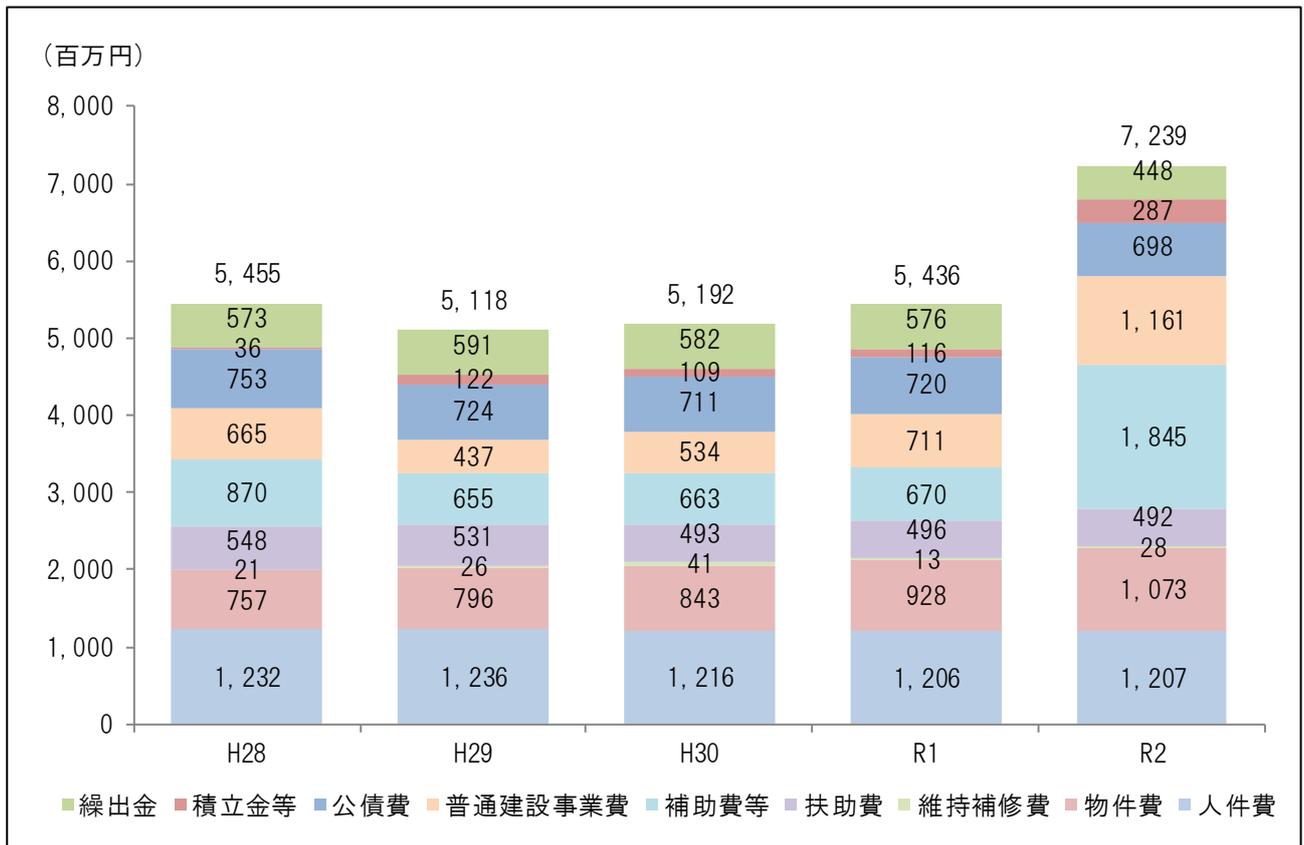
(1) 歳出決算額の推移

令和2年度歳出決算額（普通会計）72.4億円のうち、義務的経費<sup>3</sup>が24.0億円と全体の約4割を占めており、近年は概ね横ばいで推移しています。

一方、公共建築物やインフラ施設の維持更新等にかかる普通建設事業費は11.6億円と全体の約2割を占めており、近年は4億円から8億円の間で推移しています。

本町では、令和2年11月策定の「村田町財政健全化計画」に基づき、徹底した内部管理経費の見直し、行政サービスコストの最適化、住民と協働のまちづくり、住民負担の公平性の確保等、積極的な行財政改革等に取り組んでいますが、一部事務組合に対する負担金が高い水準で推移している上、みやぎ県南中核病院への病院事業に対する繰出金についても増加していることから厳しい財政状況にあり、今後、公共施設の大規模改修や建替え等に係る普通建設事業費に充当するための財源の確保がますます困難になると予想されます。

【図 2-12】 性質別歳出の推移(普通会計決算額)



<sup>3</sup> 義務的経費…人件費、扶助費、公債費の合計

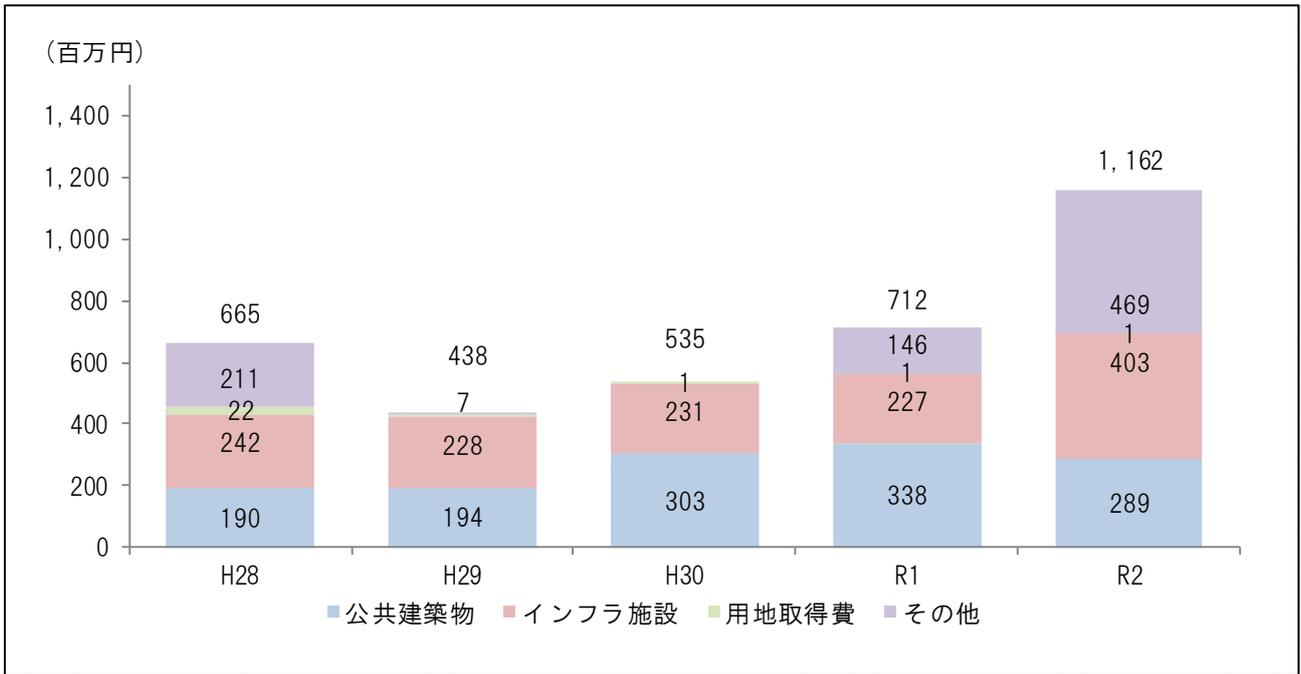
(2) 普通建設事業費の推移及び内訳

令和2年度普通建設事業費決算額11.6億円のうち、公共建築物及びインフラ施設に係る経費が6.9億円と全体の約6割を占めており、これは学校情報通信ネットワーク環境施設整備及び市町村道整備によるものですが、近年増加傾向にあります。

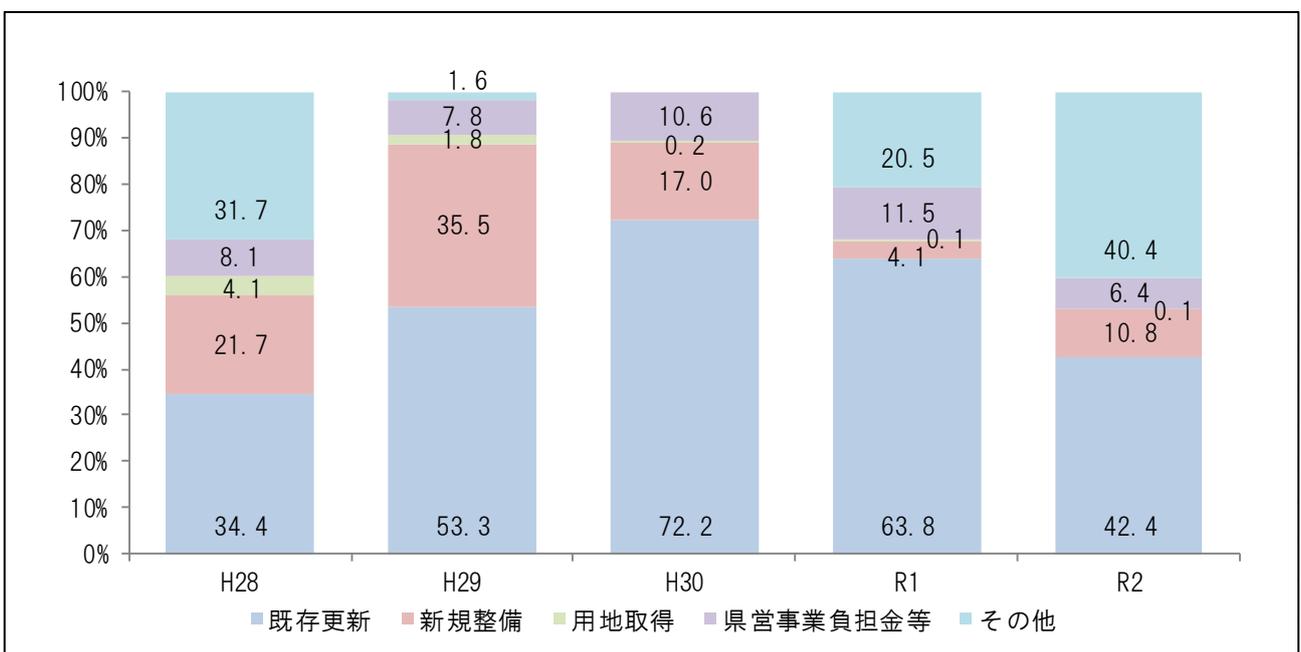
その他に含まれる経費のうち、主なものは災害復旧に係る経費ですが、令和2年度は、令和元年東日本台風に伴う災害復旧事業及び令和2年7月豪雨に伴う災害復旧事業により、前年度対比で3.2億円の増となっております。

また、近年は新規整備に係る経費より維持更新に係る経費の割合が高くなっており

【図 2-13】 普通建設事業費の推移(普通会計決算額)



【図 2-14】 普通建設事業費の構成割合(普通会計決算額)

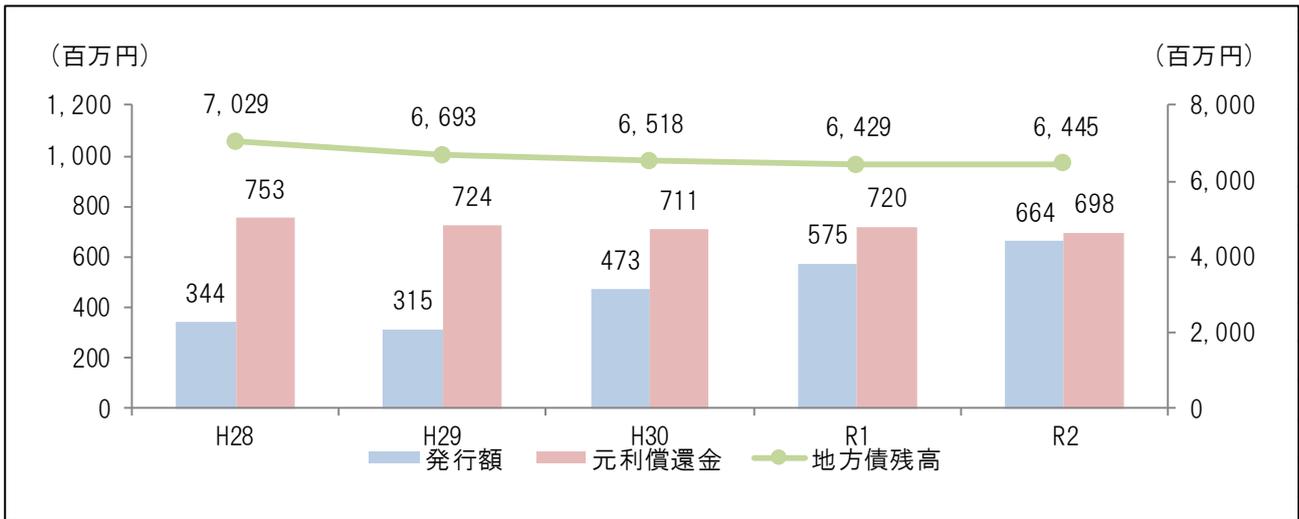


### 3. 地方債現在高の推移

将来にわたり負担すべき借入金である地方債の現在高は、令和2年度末現在で64.5億円となっており、近年は概ね横ばいで推移しています。

地方債の発行額は近年増加傾向にあり、令和2年度の発行額は6.6億円で、これは令和元年東日本台風（台風第19号）に伴う災害復旧事業や、廃校になった学校施設の解体事業に伴う地方債発行によるものです。

【図 2-15】 地方債現在高の推移

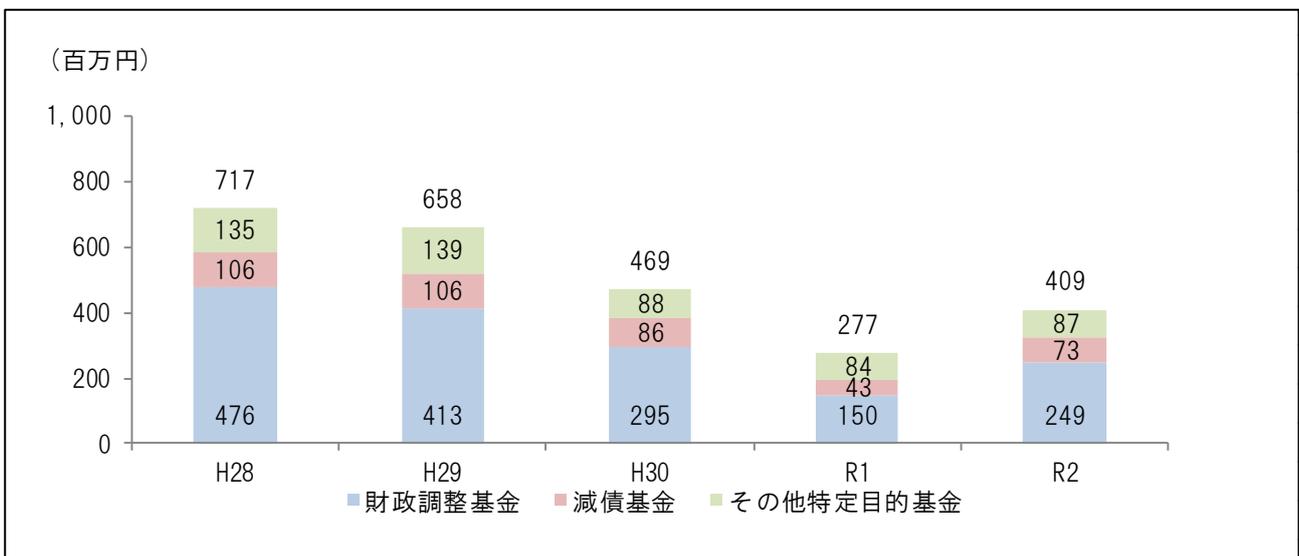


### 4. 基金現在高の推移

基金の現在高は、令和2年度末現在4.1億円で、このうち2.5億円が財政調整基金となっております。

令和2年度は地方交付税やふるさと納税寄付金の増により、基金の取崩しを行わなかったため前年度対比で1.3億円増加したが、今後も村田町財政健全化計画に基づき、財政調整基金残高の確保に努めていく必要があります。

【図 2-16】 基金現在高の推移



第4節 将来更新費用の推計

本町が所有する公共施設等の将来更新費用について、総務省が公表している公共施設等更新費用試算ソフトを用いて、将来更新費用の推計を行いました。

なお、武家屋敷（旧田山家）、やましよう記念館、ヤマニ邸、豪農の館及び姥ヶ懐民話の里の伝承館については、文化財等の施設であるため、試算には計上していません。

1. 公共建築物

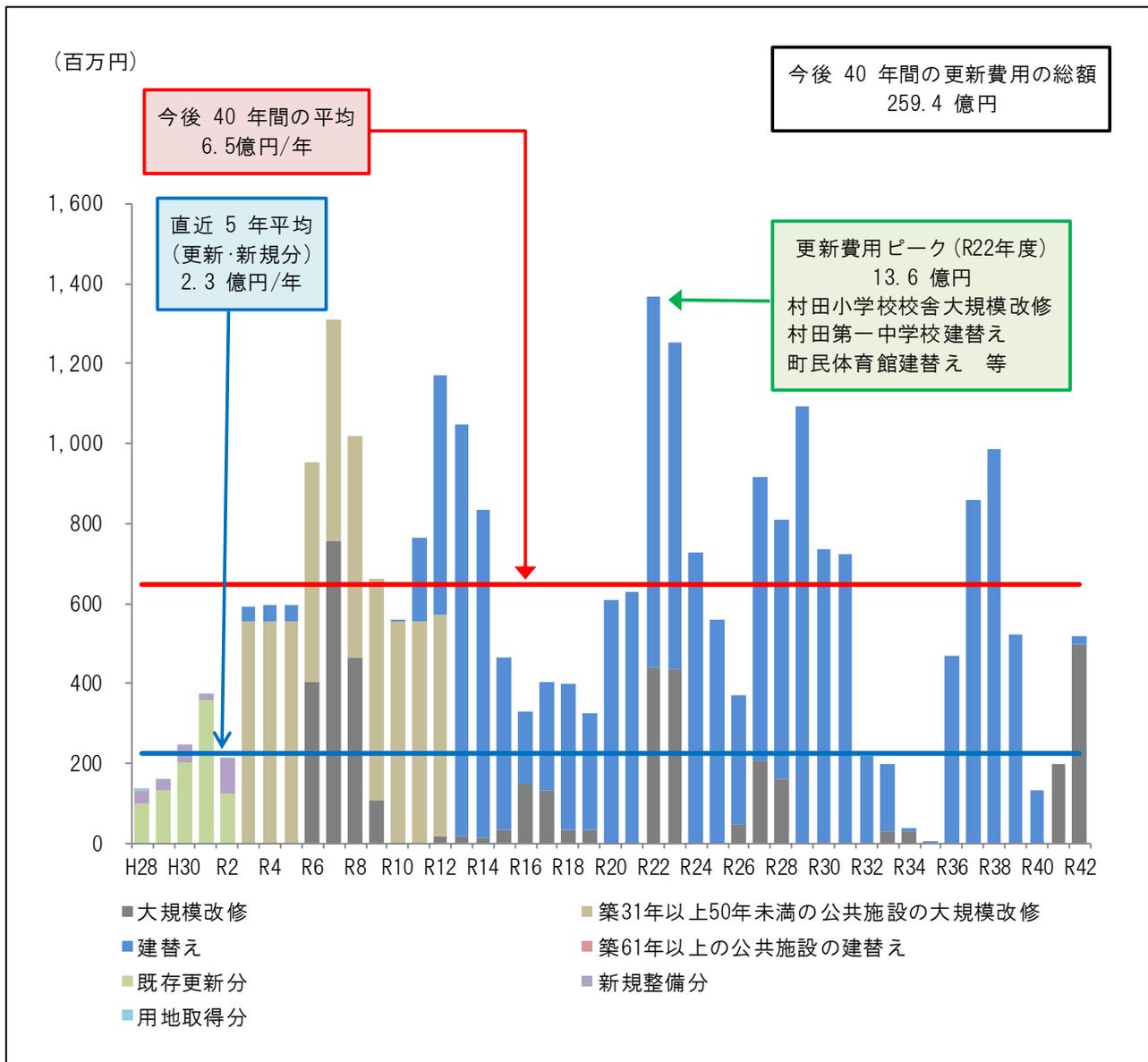
(1) 将来更新費用の推計

ケース①：一般的な建築物の耐用年数である築60年で建替える場合

現在と同じ延床面積等で建築後30年で大規模改修、60年で建替えを行うと仮定し試算すると、今後40年間に掛かる費用の総額は約259.4億円の更新費用が必要になると見込まれます。

直近5年の更新費用は年平均2.3億円ですが、今後40年間で年平均6.5億円の更新費用が必要になり、比較すると年平均で4.2億円の更新費用が増える見込みです。

【図2-17】公共建築物将来更新費用（ケース①）

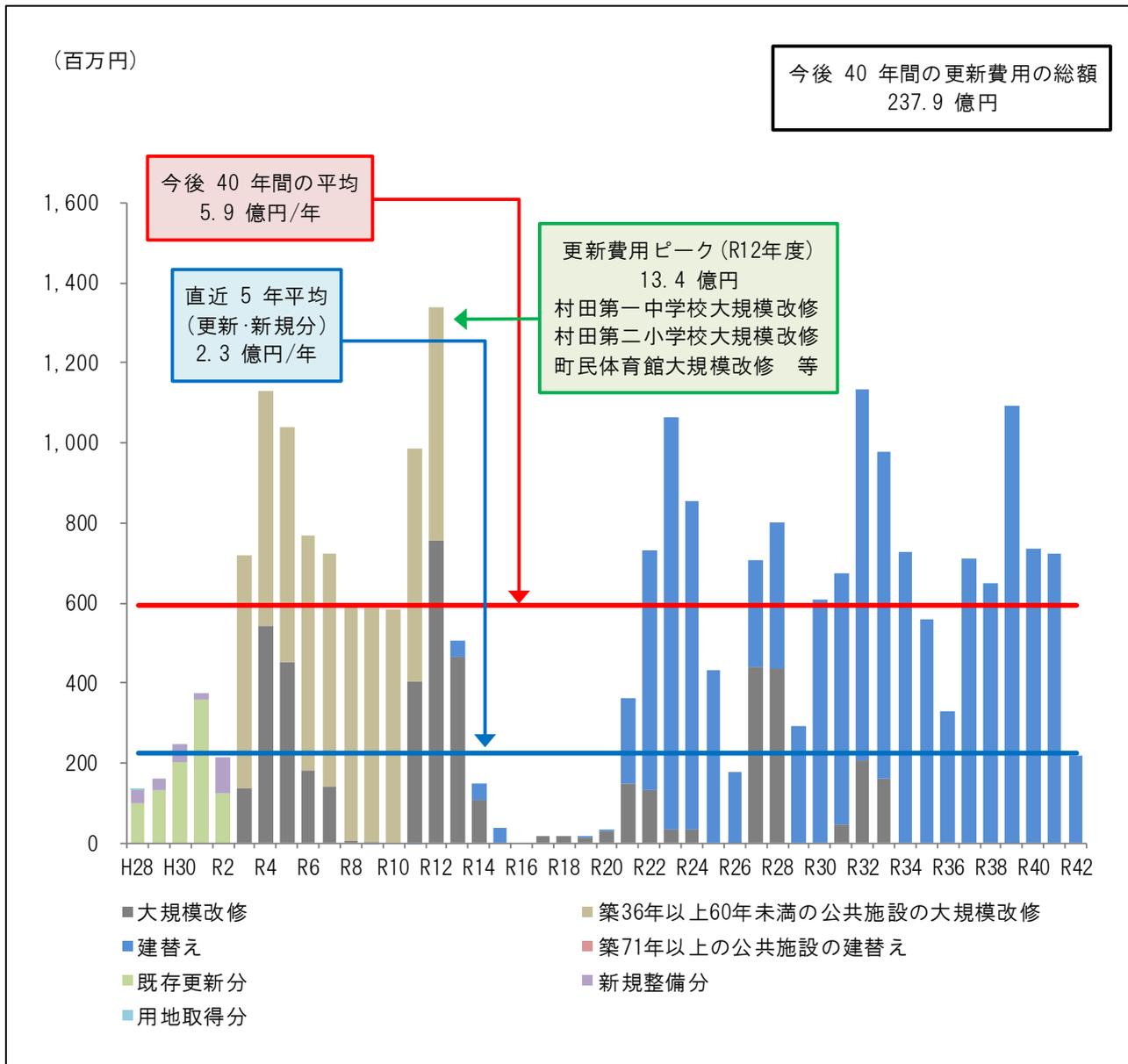


ケース②：施設の長寿命化を図る場合

現在と同じ延床面積等で建築後 35 年で大規模改修、70 年で建替えを行うと仮定し試算すると、今後 40 年間にかかる費用の総額は約 237.9 億円の更新費用が必要になると見込まれます。

これは、ケース①の試算と比較して、40 年間で約 21.5 億円（約 8.3%）の費用縮減が図れる見込みとなります

【図 2-18】 公共建築物将来更新費用（ケース②）



(2) 効果額の比較

(千円)

比較期間	【ケース①】 一般的な耐用年数 で建替える場合	【ケース②】 長寿命化した場合		
			縮減額	縮減割合
40年間総額（～令和42年度）	25,940,976	23,788,043	▲ 2,152,933	▲ 8.3%
年平均	648,524	594,701	▲ 53,823	

2. インフラ施設及び公営企業施設

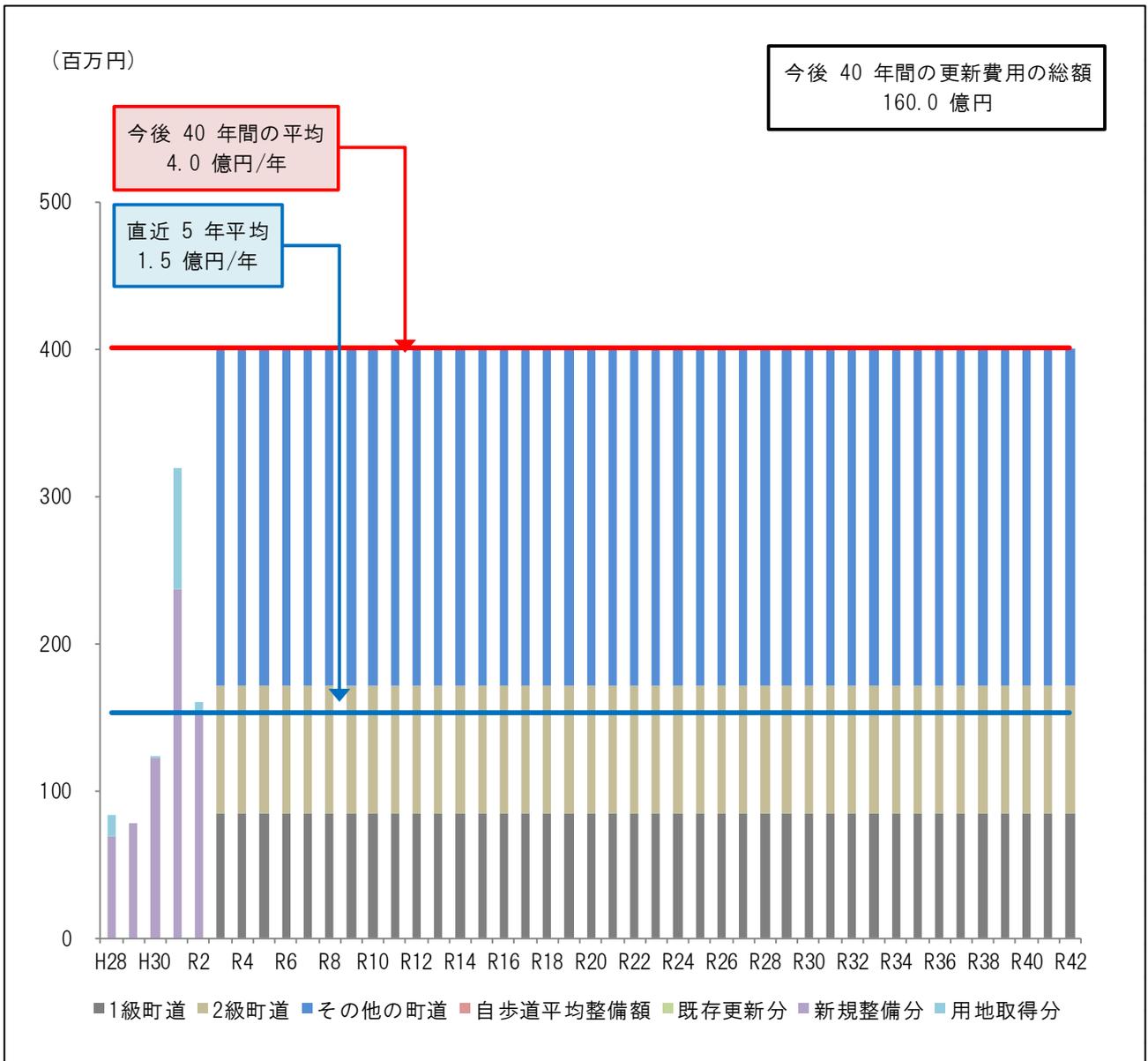
(1) 将来更新費用の推計

ア. 道路

今後新たな道路の整備は行わず、既存の道路の分類別面積を基に15年で舗装部分の更新を行うと仮定し試算すると、今後40年間に掛かる費用の総額は約160億円の更新費用が必要になると見込まれます。

直近5年の更新費用は年平均1.5億円ですが、今後40年間で年平均4.0億円の更新費用が必要になり、比較すると年平均で2.5億円の更新費用が増える見込みです。

【図 2-19】 道路将来更新費用

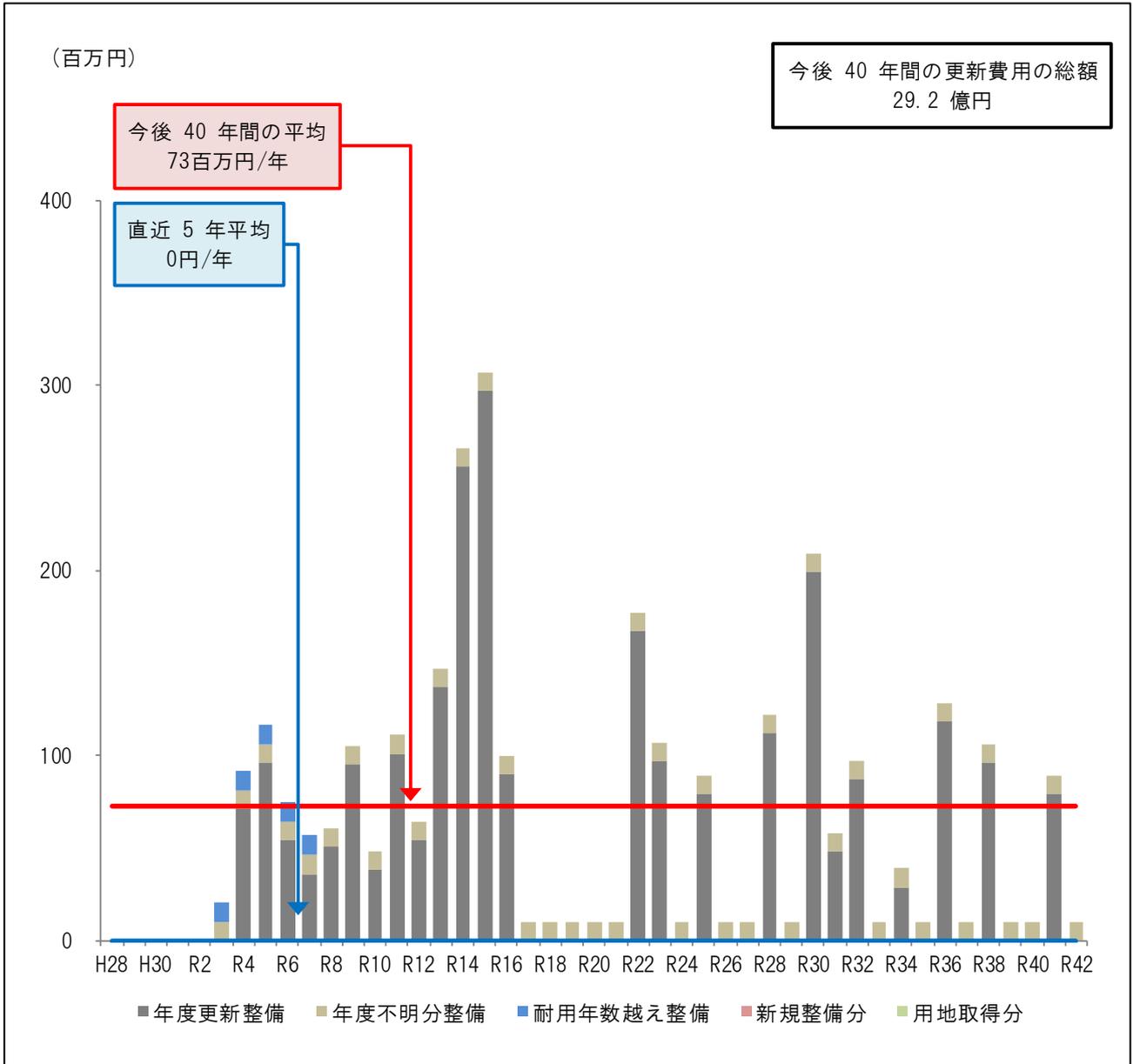


イ. 橋りょう

今後新たな橋りょうの整備は行わず、既存の橋りょうの構造別年度別面積を基に60年で更新を行うと仮定し試算すると、今後40年間にかかる費用の総額は約29.2億円の更新費用が必要になると見込まれます。

直近5年の更新費用は年平均0百万円ですが、今後40年間で年平均73百万円の更新費用が必要になり、比較すると年平均で73百万円の更新費用が増える見込みです。

【図 2-20】 橋りょう将来更新費用

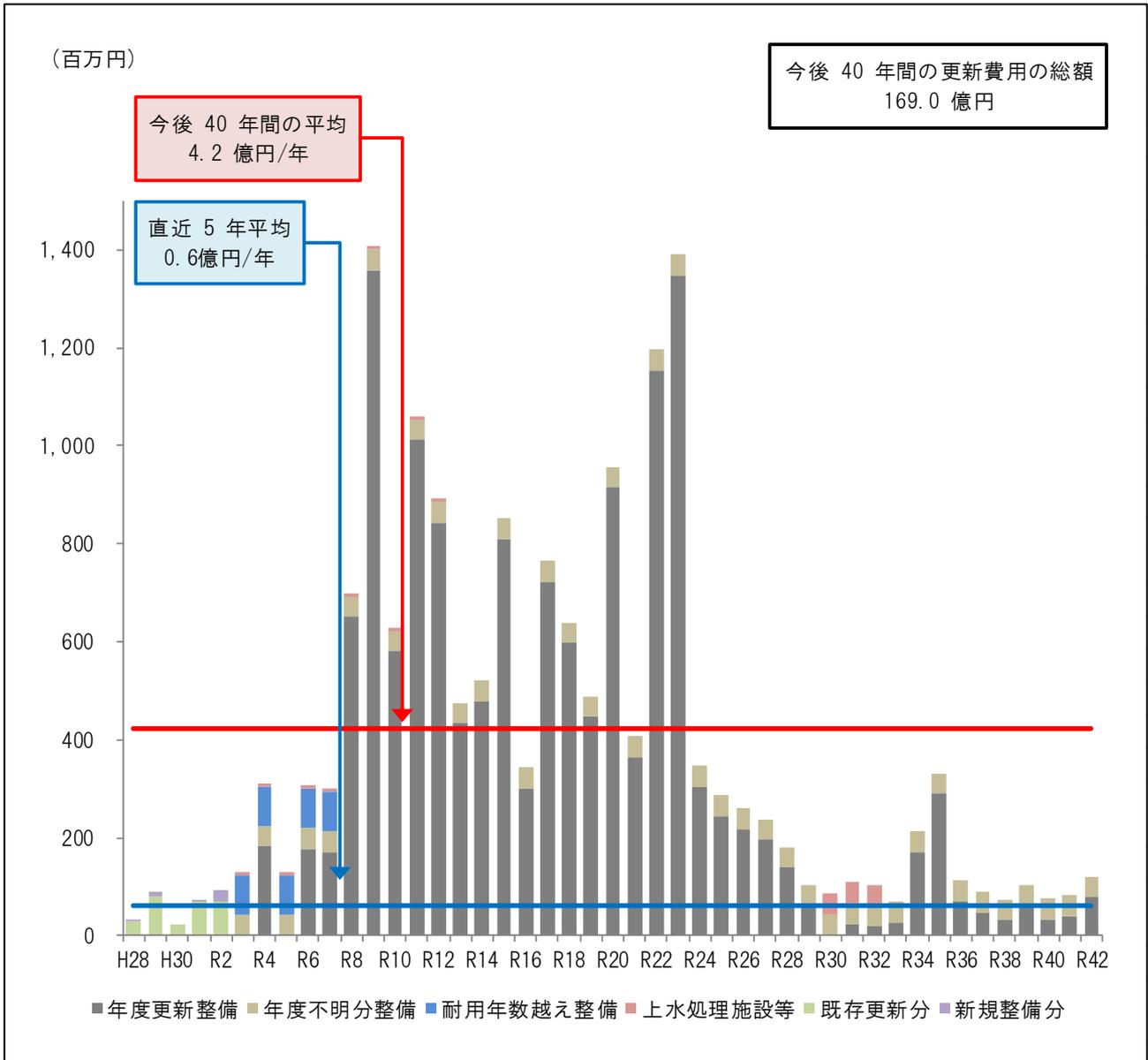


ウ. 上水道

今後新たな管路の整備は行わず、既存の管路の管径別年度別面積を基に40年で更新を行うと仮定し試算すると、今後40年間にかかる費用の総額は約169億円の更新費用が必要になると見込まれます。

直近5年の更新費用は年平均0.6億円ですが、今後40年間で年平均4.2億円の更新費用が必要になり、比較すると年平均で3.6億円の更新費用が増える見込みです。

【図 2-21】 上水道将来更新費用

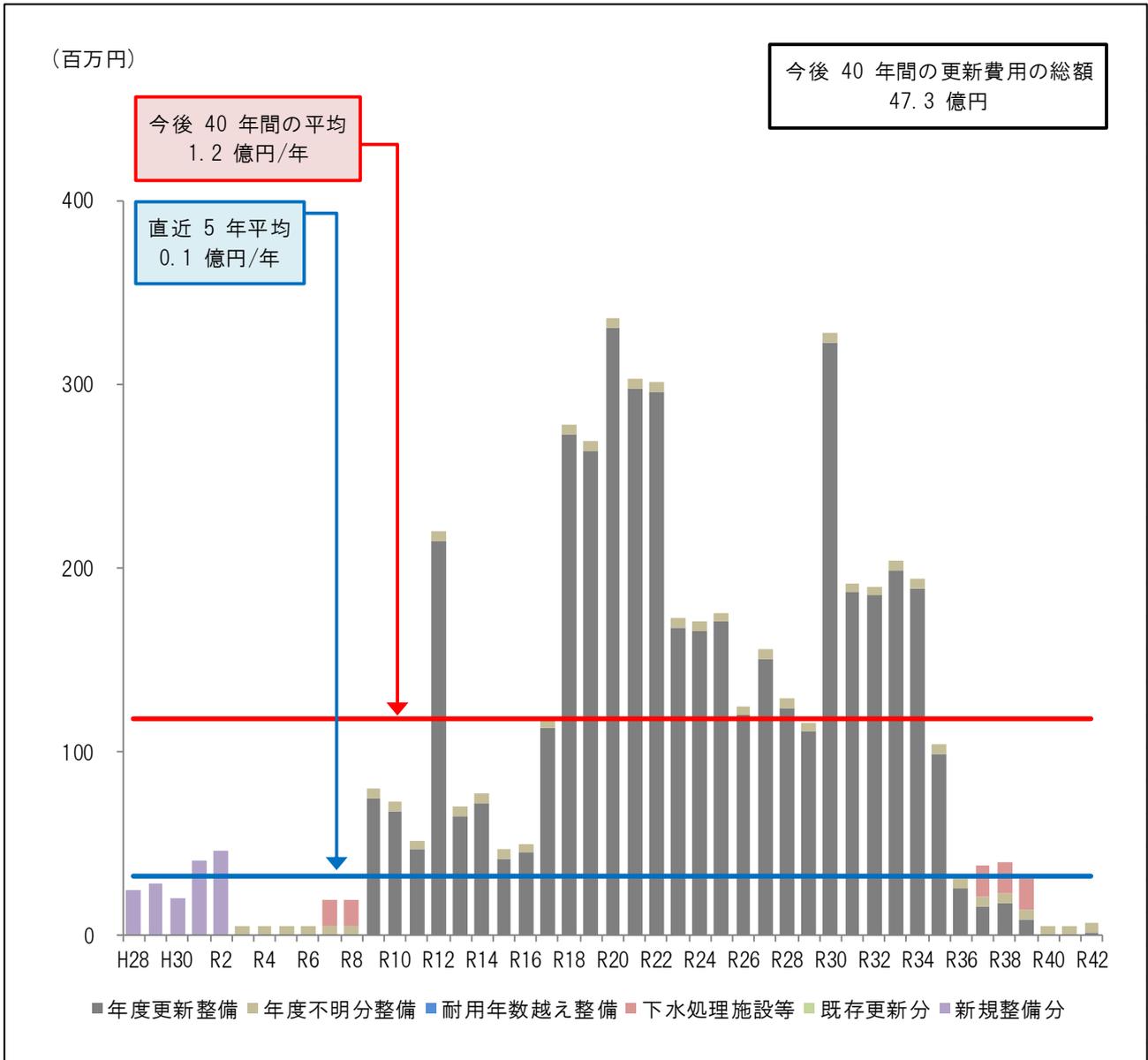


エ. 下水道

今後新たな管路の整備は行わず、既存の管路の管径別年度別面積を基に50年で更新を行うと仮定し試算すると、今後40年間にかかる費用の総額は約47.3億円の更新費用が必要になると見込まれます。

直近5年の更新費用は年平均0.1億円ですが、今後40年間で年平均1.2億円の更新費用が必要になり、比較すると年平均で1.1億円の更新費用が増える見込みです。

【図 2-22】 下水道将来更新費用

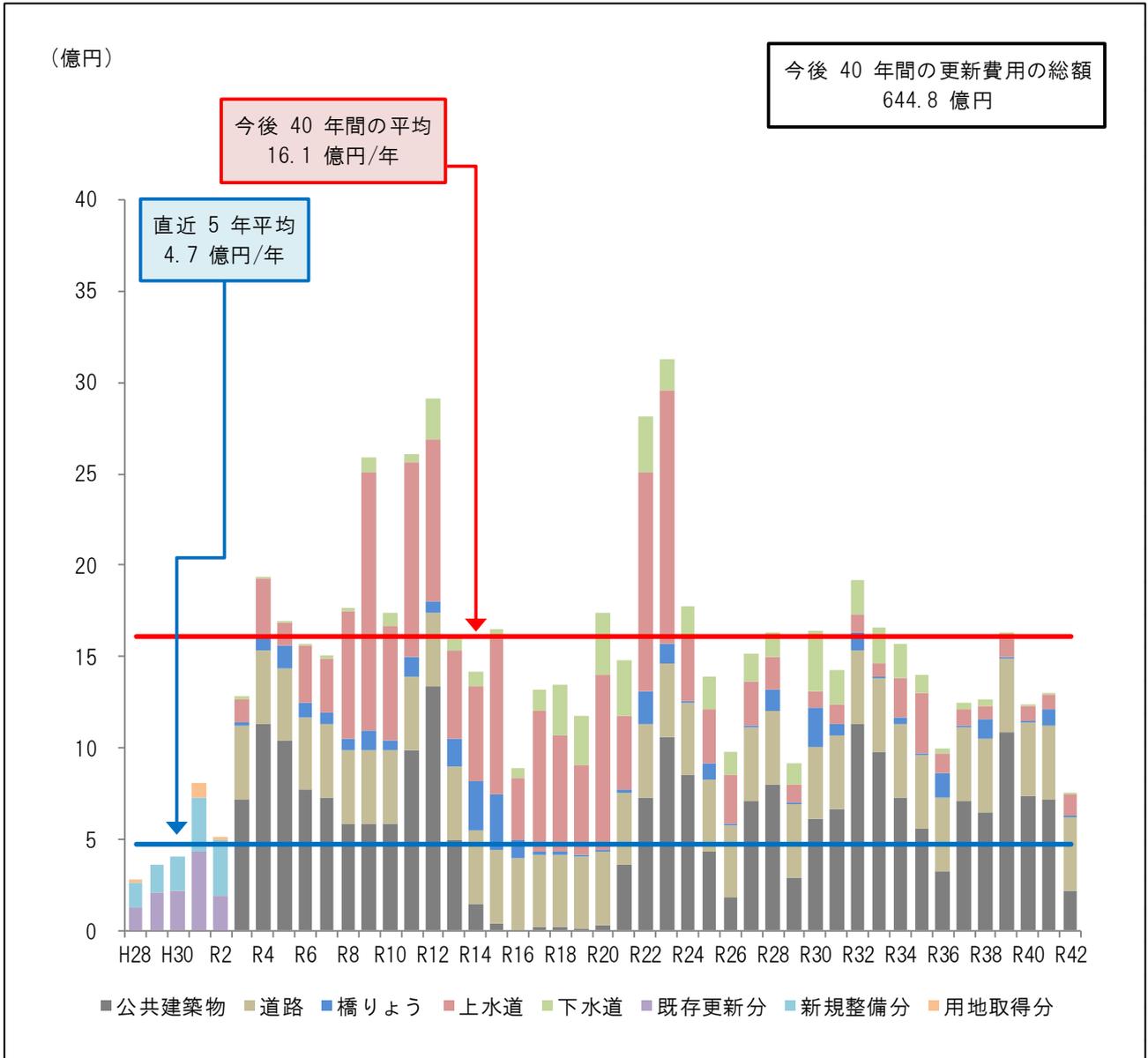


3. 公共施設等全体の将来更新費用の推計

公共施設等全体の更新費用をみると、今後40年間で644.8億円の更新費用が必要になると見込まれます。

直近5年の更新費用は年平均4.7億円ですが、今後40年間で年平均16.1億円の更新費用が必要になり、比較すると年平均で11.4億円の更新費用が増える見込みであることから、これまで以上に財源確保が困難となります。

【図 2-23】 公共施設等全体将来更新費用



## 第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

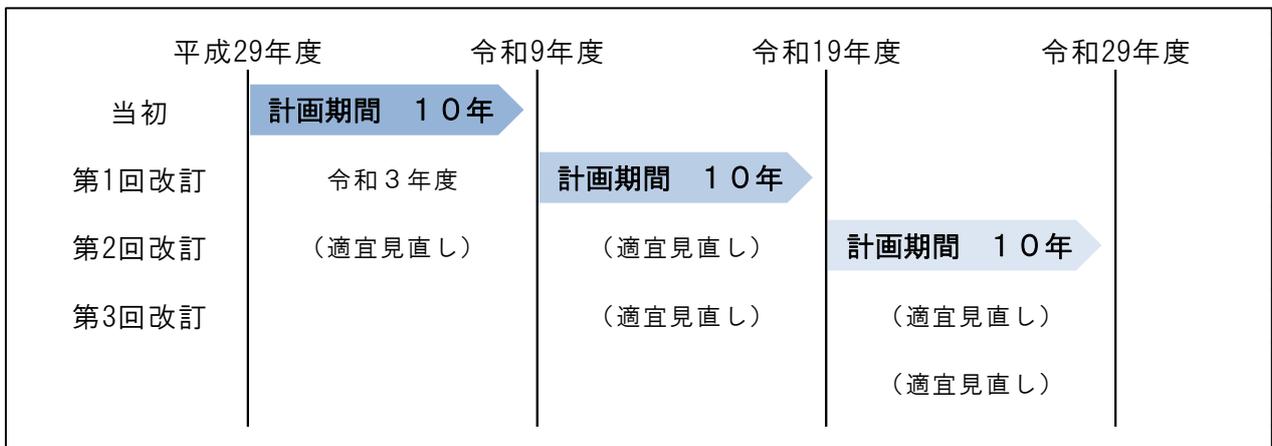
### 第1節 計画期間

**計画期間：10年間**（平成29年度(2017年度)～令和8年度(2026年度)）

計画期間は、今後の人口動向、財政状況及び社会経済情勢の変化等を見据え、平成29年度から令和8年度までの10年間とします。

ただし、公共施設等の管理運営には長期的な視点が必要であることから、将来人口の動向を踏まえ、本計画は30年以上の長期的な視点に立った計画とし、定期的に見直しを行うとともに、社会経済情勢の変化が生じた場合には適宜見直しを行います。

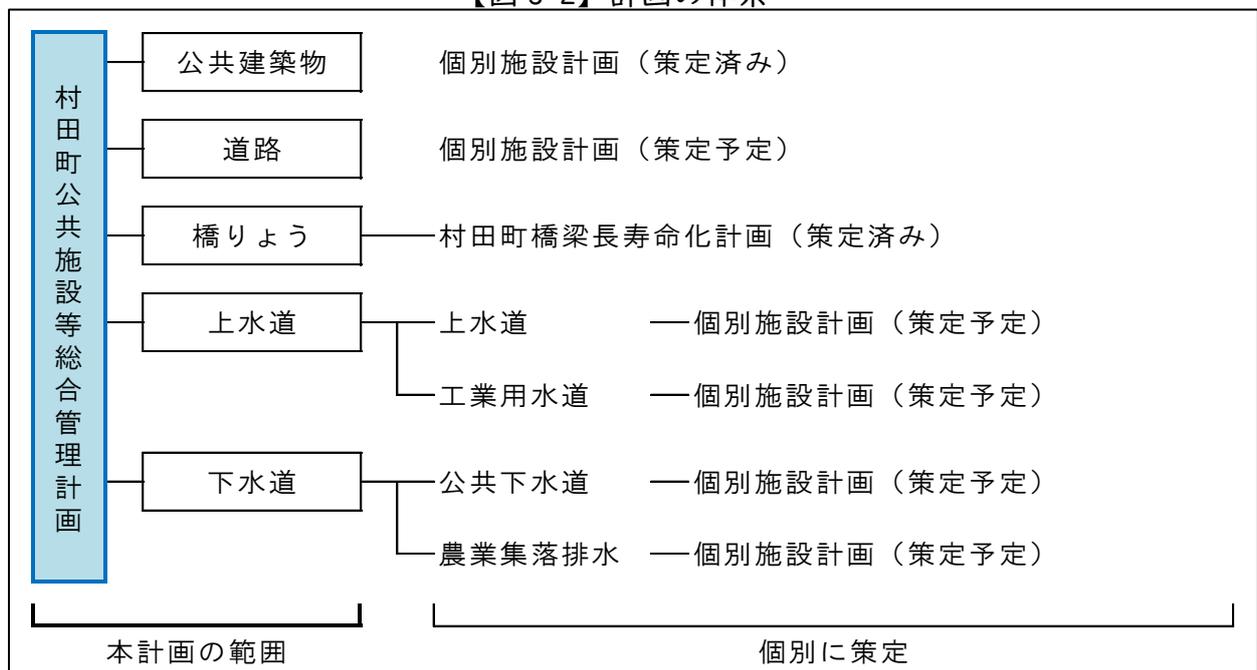
【図3-1】計画期間



### 第2節 計画の体系

本計画に基づき、施設類型ごとの個別施設計画を順次策定します。

【図3-2】計画の体系



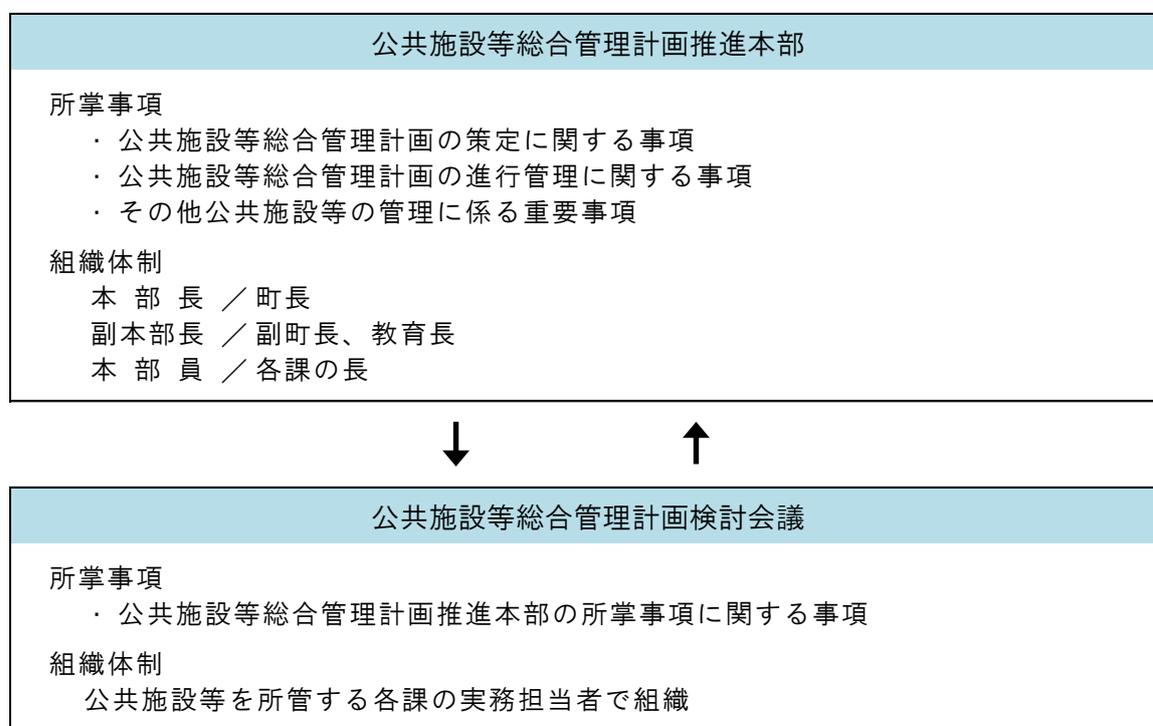
### 第3節 全庁的な取組み体制の構築等

公共施設等の管理については、現状、各施設の所管課ごとに管理しており、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないため、総合的かつ計画的な管理を推進するためには、全庁的な組織体制の整備が必要となります。

このようなことから、本計画の策定及び公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進にあたり、町長を本部長、副町長及び教育長を副本部長とし、各課の長を本部員として構成される「公共施設等総合管理計画推進本部（以下「推進本部」という。）」を設置し、全庁的に本計画に取り組んでいきます。

また、推進本部を補完する組織として、「公共施設等総合管理計画検討会議（以下「検討会議」という。）」を設置し、本計画推進のための具体的な事項の調査、検討等を継続的に行っていきます。

【図 3-3】 全庁的な取組体制



## 第4節 公共施設等の課題に関する基本認識

### 1. 公共施設等の老朽化への対応

公共施設等の機能確保や安全確保に支障となる劣化・損傷等を未然に防止するための必要な改修を行うなど、劣化・損傷等が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施し、機能の保持・回復を図るなど、予防保全型による管理により施設の使用期間を戦略的に延ばし、長寿命化を促進していく必要があります。

また、廃校となった学校施設等の遊休施設が老朽化し、何ら対応が施されていない場合、地震等の災害発生時には倒壊などの危険性もあるため、今後の利用あるいは売却等の処分が見込めない場合は、早期に除却（解体撤去）する必要があります。

そのほか、耐震基準を満たしていない公共建築物や橋りょう等のインフラ施設は、長寿命化と併せて耐震化を進め、町民の安全を確保する必要があります。

### 2. 人口減少等社会情勢の変化への対応

人口減少等の社会情勢の変化に伴い、地方税の減少に対して社会保障関係費等が増加するなど、本町の財政状況は今後ますます厳しくなるとともに、公共施設等の維持更新に係る財源確保が困難になることが見込まれるため、公共施設等の統廃合を推進するなど、保有する施設総量の適正化を図っていく必要があります。

また、公共施設等の統廃合の検討と同時に、公共施設等に求められる住民ニーズに応じて、施設の集約化、複合化、転用等を図るなど、利活用の検討を行っていく必要があります。

### 3. 財源の確保

現状の公共サービスの水準を維持しつつ、公共施設等のライフサイクルコストを可能な限り抑制することを念頭に置き、施設の建替えや大規模な改修等について、対策を行う施設、対策の方法、対策の実施時期等を適切に判断しながら行う必要があります。

また、公共施設等の効率化や公共サービス向上の観点から、PPP<sup>4</sup>やPFI<sup>5</sup>の活用など、民間資金及び民間の経営能力や技術能力などのノウハウを利用するなど、多様な手法を用いながら、遊休施設の売却や貸付等を推進していく必要があります。

そのほか、公共施設等の利用状況等に基づき、個々の施設ごとの今後の管理の方向性を検討するなど、施設ごとに維持管理コスト等を明確にし、徹底的なコスト削減を行い、更なる財源の確保を図る必要があります。

### 4. 公共施設等の適正配置・規模の確保

町内全域で人口減少や少子高齢化が進む中、公共施設等に対する住民ニーズが変化し、利用者数が減少していくことが見込まれるため、住民ニーズを超えた過剰な公共サービスの提供とならないよう、今後も維持更新が必要となる施設を明確にし、施設規模の縮小を行うなど、実情にあった施設の適正配置や規模の確保を行う必要があります。

<sup>4</sup> PPP…Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資金や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

<sup>5</sup> PFI…Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

## 第5節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本町の公共建築物は、築30年以上経過している施設が7割以上あり、今後、施設を良好な状態で使用していくためには、補修工事も含め、適切に維持管理を図っていく必要があります。

また、道路、橋りょう、上水道施設、下水道施設などのインフラ施設は、住民生活に不可欠な施設であり、今後も安全性を確保・維持するためには、計画的な維持更新を行っていく必要があります。

しかし、人口減少や少子高齢化の進行により、税収が減少するとともに、社会保障関係費等が増加すると見込まれることから、財政状況は今後ますます厳しいものとなり、老朽化が進む公共施設等の維持更新に係る財源の確保についても同様に厳しいものとなることが予想されます。

こうした状況に対応するためには、個々の施設の長寿命化を図るとともに、需要の少なくなった施設や、用途が重複している施設の整理などにより総量の適正化を図り、維持管理コストを縮減していかなければなりません。

こうした観点から、今後も安全・安心な施設サービスを提供していくため、既存の公共施設等の整理や有効活用を検討するとともに、財源の確保や効率的・効果的な施設運営等により、財政負担の平準化・軽減を図るため、本町が所有する公共施設等の管理に関する基本方針を定め、老朽化対策を推進します。

### I 安心・安全の確保

定期的な公共施設等の点検・診断によるPDCAサイクル<sup>6</sup>を構築し、適切な維持管理や耐震化を進め、町民が安心して利用できるよう、施設の安心・安全や、災害時における拠点施設としての機能確保を図ります。

### II 長寿命化の推進及び維持管理費用の軽減・平準化

公共施設等の改修・建替えには多額の費用を要することから、損傷が発生してから対応する事後保全型による施設の維持管理から、予防保全型<sup>7</sup>による施設の維持管理へ管理方法を転換し、施設の長寿命化及びライフサイクルコスト<sup>8</sup>の軽減・平準化を図ります。

### III 施設総量の適正化

人口減少等社会情勢の変化や厳しい財政状況を踏まえると、保有する公共施設等すべてに対し、これまで同様の管理を継続することは困難であることから、住民ニーズや中長期的な観点から十分な検討を行い、施設の計画的な集約化、複合化、転用、除却等のほか、民間事業者への売却等を積極的に進め、施設総量の適正化を図ります。

<sup>6</sup> PDCAサイクル…Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を順次行い、継続的な改善を目指す手法をいう。

<sup>7</sup> 予防保全型…損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る手法をいう。

<sup>8</sup> ライフサイクルコスト…公共施設等の設計・建設から維持管理・解体・処分に至るまでの過程で必要な生涯費用をいう。

## 1. 点検・診断等の実施方針

### (1) 公共建築物

- ・施設や設備等の劣化・損傷等の発見など、機能上適切な状態にあるかを確認するため、建築基準法や消防法、その他関係法令に基づく法定点検を定期的に実施します。
- ・施設を日常的に支障なく利用できるよう、主に目視や触診等による日常点検を実施します。
- ・自然災害等の発生時には、速やかに臨時的な点検を行い、施設の損傷等の速やかな発見に努めます。
- ・点検・補修履歴等の管理に関する仕組みや蓄積データの施設保全への活用を検討します。

### (2) インフラ施設及び公営企業施設

- ・通常点検、定期点検、異常時点検等の各種点検を徹底し、可能な限り正確な診断を実施し現状を把握した上で、必要な対策を適切な時期に実施します。
- ・各施設の機能を常に良好な状態に維持するため、現況確認を行うパトロール等を強化するとともに、地元住民や施設利用者等からの情報収集を行うなど、連携を強化しながら日常的な点検等を積極的に実施します。
- ・公営企業施設について、各種法令に基づき、定期的な点検を行い、施設や設備の異常の早期発見、予防的修繕に取り組むほか、その状態を適切に判断し、修繕・更新計画に反映させていきます。

## 2. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

### (1) 公共建築物

- ・損傷が発生してから対応する対症療法による管理では、代替機能の確保などに経費が掛かり増しになることが想定されるため、今後は点検・診断等の正確な分析から、損傷の推移を適切に予測し事故の発生を未然に防ぐため、計画性をもった予防保全型維持管理に努めます。
- ・施設の利用状況を踏まえ、優先度合いなどを総合的に勘案しつつ、予防保全型維持管理を基本としながら、適宜事後保全による管理を行い、効率的で経済的な管理を実施します。
- ・施設の維持管理について、指定管理等により外部委託する場合には、類似する施設等の維持管理について、一括発注の可否を十分検討しながら、徹底したコスト削減を図ります。
- ・施設の修繕・更新等を実施する場合には、今後の維持管理費用や、その施設のライフサイクルコストの低減など、現在のみならず将来予想されるコストの縮減も十分に検討の上、施工方法などの選定を行います。

(2) インフラ施設及び公営企業施設

- ・ 予防保全型維持管理を基本としますが、住民サービスの一定水準を維持することを前提に、劣化・損傷等で機能が一時的に停止しても全体の機能に影響がない場合は、状況に応じて事後保全型の管理を行い、補修・更新費用等の最小化を図ります。
- ・ 補修・更新時には、耐久性の向上が見込まれる材料の使用や様々な工法等を技術的に比較検討して修繕周期の延長を図るなど、経済的効果に十分配慮しながらトータルコスト<sup>9</sup>の縮減を図ります。
- ・ 施設ごとの健全度、緊急性及び住民サービスへの影響など、様々な要素を総合的に勘案し計画的な補修・更新に努めます。
- ・ 効率的な維持管理を行うため、簡易な維持管理は直接行い、必要に応じて道路、橋りょう等の複数の分野の維持管理業務を包括的に民間に委託するなど、効率的・経済的な管理に努めます。
- ・ 点検等により得られた情報を施設の維持管理や修繕等への効果的な活用を図ります。

3. 安全確保の実施方針

(1) 公共建築物

- ・ 点検・診断等により、危険箇所等が発見された場合は、速やかに対策を実施し、施設の安全確保を図ります。また、危険箇所等が発見された施設と築年数や構造等が同種の施設についても早急に点検を行い、事故の未然防止に努めます。
- ・ 老朽化等により供用が廃止され、今後とも利用見込みのない施設については、立入を禁止するなどの安全措置を講じるとともに、地震等の災害発生時における施設の倒壊などを未然に防ぐため、施設を早期に解体撤去するなど、安全確保対策を実施します。

(2) インフラ施設及び公営企業施設

- ・ 点検・診断等により危険度が高いと判断される施設や、損傷が著しく安全を確保できない施設については、速やかに使用制限や通行制限を行うとともに、緊急修繕等の措置を講じるなど、事故を未然に防ぐ取組みを徹底します。

4. 耐震化の実施方針

(1) 公共建築物

- ・ 平成20年3月に策定（平成28年3月改定）した「村田町耐震改修促進計画」に基づき、公共施設等の利用状況や老朽度、目標使用年数などを総合的に勘案しつつ、計画的な耐震化を図ります。

<sup>9</sup> トータルコスト…中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。

(2) インフラ施設及び公営企業施設

・インフラ施設及び公営企業施設は、災害時の応急活動を支える重要な基盤であるため、耐震基準を満たしていない施設について、長寿命化対策と併せて耐震補強を行うなど、計画的な耐震化を図ります。

5. 長寿命化の実施方針

定期的な点検や修繕による予防保全型維持管理に努めるとともに、機能的な改善を図ることにより長寿命化を図ります。

また、築30年以上が経過し、今後も継続して利用する公共施設等については、費用面や利用状況を考慮しつつ大規模改修の実施を検討し、長期的な視点で更新コストの縮減を図るなど、長寿命化を図ります。

なお、本町において既に策定されている「村田町橋梁長寿命化修繕計画」及び「村田町町営住宅長寿命化修繕計画」等については、本計画における方向性や方針と整合性を図りつつ、各計画の内容を踏まえて長寿命化を図ります。

今後新たに策定を予定している個別の長寿命化計画については、本計画における方向性や方針と整合性を図ります。

6. 統合や廃止の推進方針

施設の設置目的を果たし、今後の利用見込みがない施設や利用者数が少ない施設のほか、老朽化により施設の利用を停止している施設で代替施設がある場合には、供用を廃止し、施設の除却を検討します。

また、人口減少等社会情勢の変化や今後ますます厳しくなる財政状況を踏まえると、現存の公共施設等すべてに対し、これまでと同様の管理を継続することは困難であることから、同用途の公共建築物の集約化、他用途の公共建築物との複合化、転用、除却のほか、民間への売却等を検討するなど、施設の維持管理コストの縮減を図ります。

7. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全庁横断的な取組体制として、推進本部や検討会議の機能を維持するほか、各施設の管理体制を強化し、効率的な維持管理に努めるとともに、総合的かつ計画的な施設の管理に関する事項を予算編成方針の一つに加えるなど、財政部門との連携強化を図りながら、財政負担の軽減・平準化を着実に進めます。

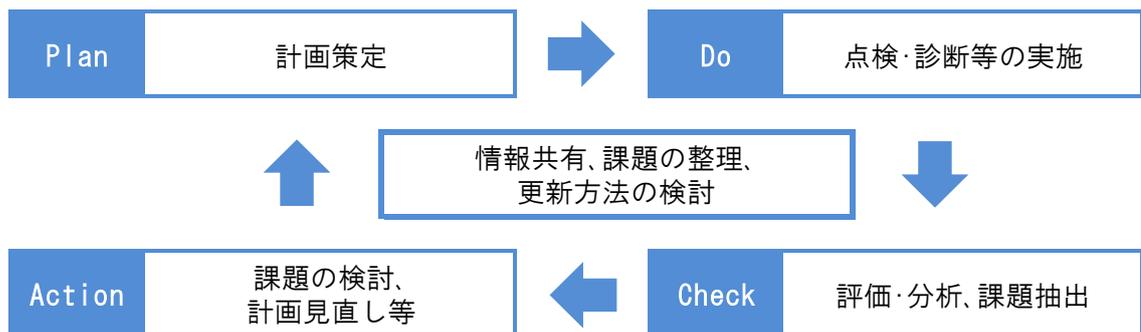
また、本計画に基づく取組を推進するための人材の育成・確保の視点から、技術的な研修も含め、効果的な職員研修を実施し、施設の適正管理に向けた体制整備を進めます。

## 第6節 計画の推進及びフォローアップの実施方針

### 1. 推進本部による進捗管理及び計画の見直し

本計画に係る取組みについて、推進本部において計画の進捗をPDCAサイクル等の手法により管理・評価し、個別施設計画の策定状況や計画内容等について、全庁的に情報共有を図り、各施設ごとの課題の整理や今後の施設整備及び更新方法について十分な検討を行います。

なお、本計画は概ね10年を目安に見直しを行い、社会経済情勢の変化が生じた場合には適宜見直し・修正を行います。



### 2. 進捗状況等の公表

町ホームページ等を通じて、町民への本計画の進捗状況等の公表を行います。

### 3. 民間活力の導入

本計画の推進にあたり、公共施設等の効率化、公共サービス向上及び財政負担軽減の観点から、PPP や PFI の活用など、民間資金及び民間の経営能力や技術能力などのノウハウの積極的な活用を図ります。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第1節 公共建築物

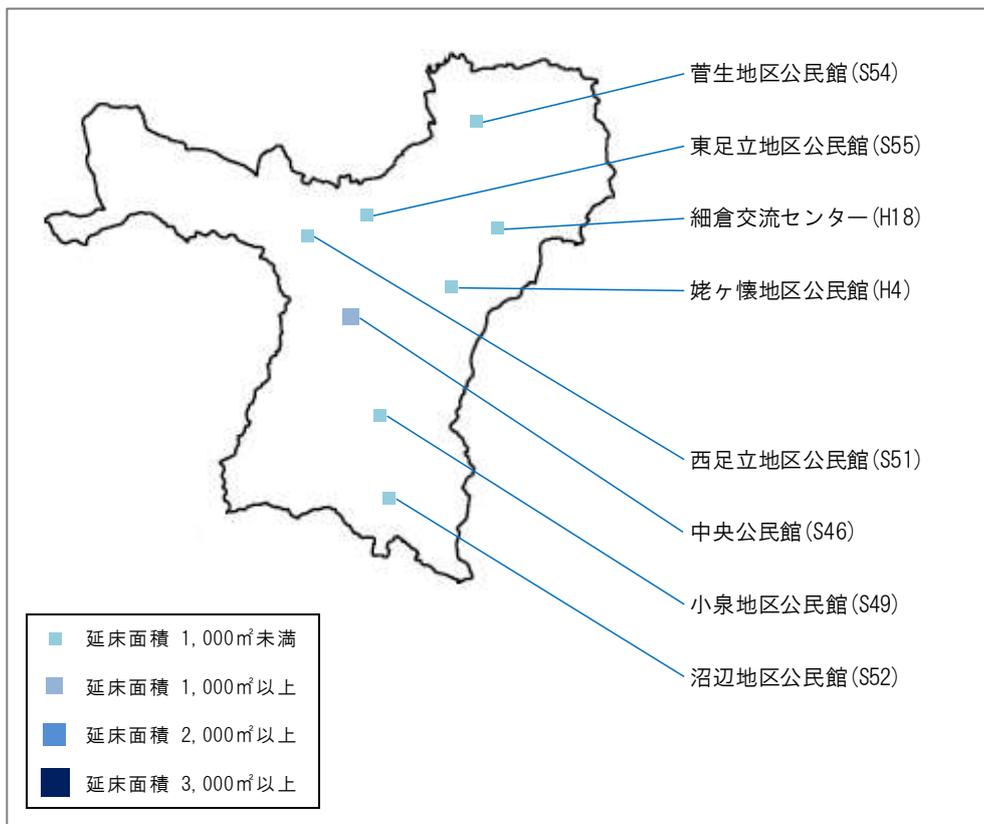
1. 町民文化系施設

(1) 施設の概要

【表4-1】町民文化系施設一覧(令和2年度末現在)

No	施設類型	施設名	棟数	延床面積 (㎡)	構造	施設状況				
						代表建築年度	経過年数	耐震診断	耐震補強	避難所指定
1	集会施設	中央公民館	1	1,643.60	RC造	S46	49	済	済	○
2		沼辺地区公民館 [役場沼辺支所含む]	1	644.93	W造	S52	43	済	未	○
3		菅生地区公民館 [役場菅生出張所含む]	1	693.27	W造	S54	41	済	未	○
4		小泉地区公民館	1	439.50	W造	S49	46	未	未	○
5		西足立地区公民館	1	455.28	W造	S51	44	未	未	○
6		東足立地区公民館	1	493.44	W造	S55	40	未	未	○
7		姥ヶ懐地区公民館	1	411.69	W造	H4	28	-	-	○
8		細倉交流センター	1	146.60	W造	H18	14	-	-	
計			8	4,928.31						

【図4-1】町民文化系施設配置図(令和2年度末現在)



(2) 現状と課題

- ・町民文化系施設は8施設（8棟）あり、総延床面積は4,928.31㎡です。
- ・6施設が築40年以上を経過しており、うち3施設が耐震診断未実施、5施設が耐震補強未実施となっています。
- ・7施設が町指定避難所に指定されていることから、耐震診断及び耐震補強の実施のほか、老朽化対策の実施が課題となっています。

(3) 管理に関する基本的な方針

- ・耐震診断及び耐震補強が未実施の施設については、耐震診断・耐震補強の実施を検討し、施設利用者の安全確保に努めます。
- ・築40年以上が経過している6施設については、今後の施設利用の見通しや維持管理費用等を勘案しながら施設改修による長寿命化又は建替えを比較し、計画的な施設の長寿命化を検討します。
- ・町民文化系施設は、地域における学習活動やコミュニティの拠点となっていることを踏まえ、建替えを行う際には、地域の実情に応じ、住民とのコンセンサスを得た上で、施設の集約化、複合化、統廃合も合わせて検討します。

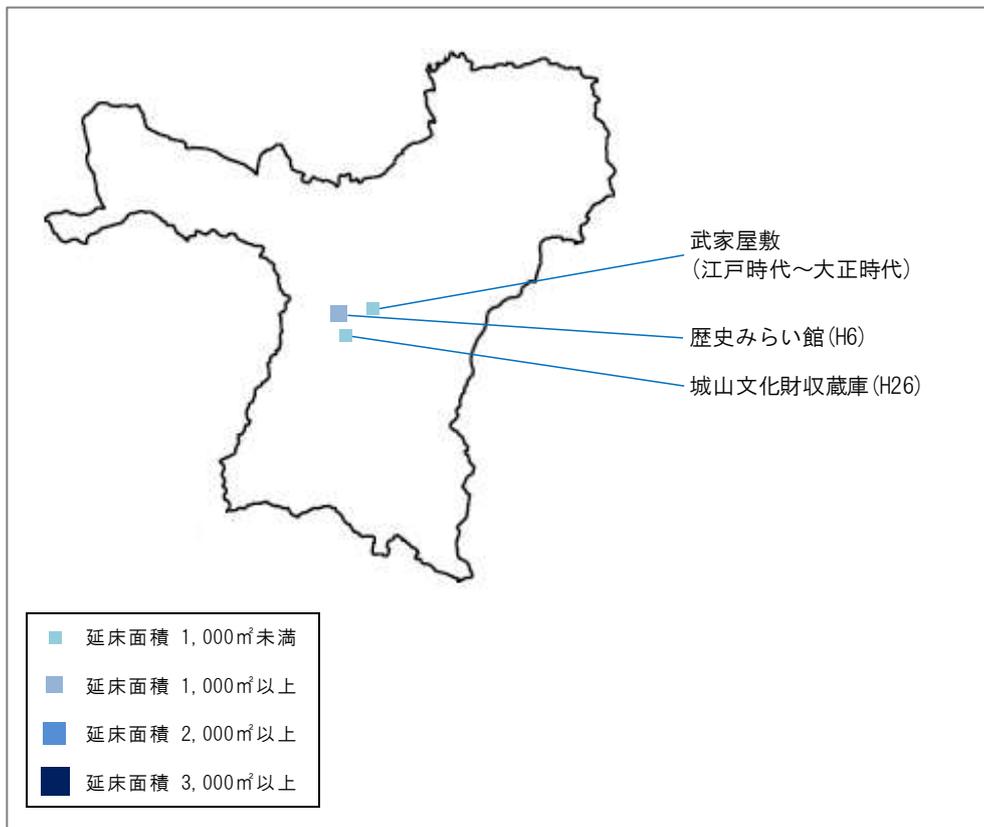
2. 社会教育系施設

(1) 施設の概要

【表 4-2】社会教育系施設一覧(令和 2 年度末現在)

No	施設類型	施設名	棟数	延床面積 (㎡)	構造	施設状況				
						代表 建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強	避難所 指定
1	博物館等	歴史みらい館	1	1,861.70	RC造	H6	26	-	-	
2		城山文化財収蔵庫	1	348.30	S造	H27	5	-	-	
3		武家屋敷(旧田山家) [主屋、土蔵]	2	224.59	W造・土蔵造	江戸時代～ 大正時代		-	-	
計			4	2,434.59						

【図 4-2】社会教育系施設配置図(令和 2 年度末現在)



(2) 現状と課題

- ・社会教育系施設は3施設(4棟)あり、総延床面積は2,434.59㎡です。
- ・江戸時代から大正時代にかけて建築された武家屋敷(旧田山家)を除く2施設は新耐震基準を満たしています。
- ・町指定史跡の武家屋敷(旧田山家)は、平成29年度に改修工事を行い、主屋を貸室、簡易宿泊所として利用している。

(3) 管理に関する基本的な方針

- ・地域における歴史学習・読書活動・学習活動・文化財資料の保存拠点である歴史みらい館は、年間35千人の来館者があることから、今後の施設利用の見通しや維持管理費用等を勘案し、施設改修による計画的な施設の長寿命化を検討します。
- ・耐震診断及び耐震補強が未実施の武家屋敷(旧田山家)については、耐震診断・耐震補強の実施を検討し、施設利用者の安全確保に努めます。

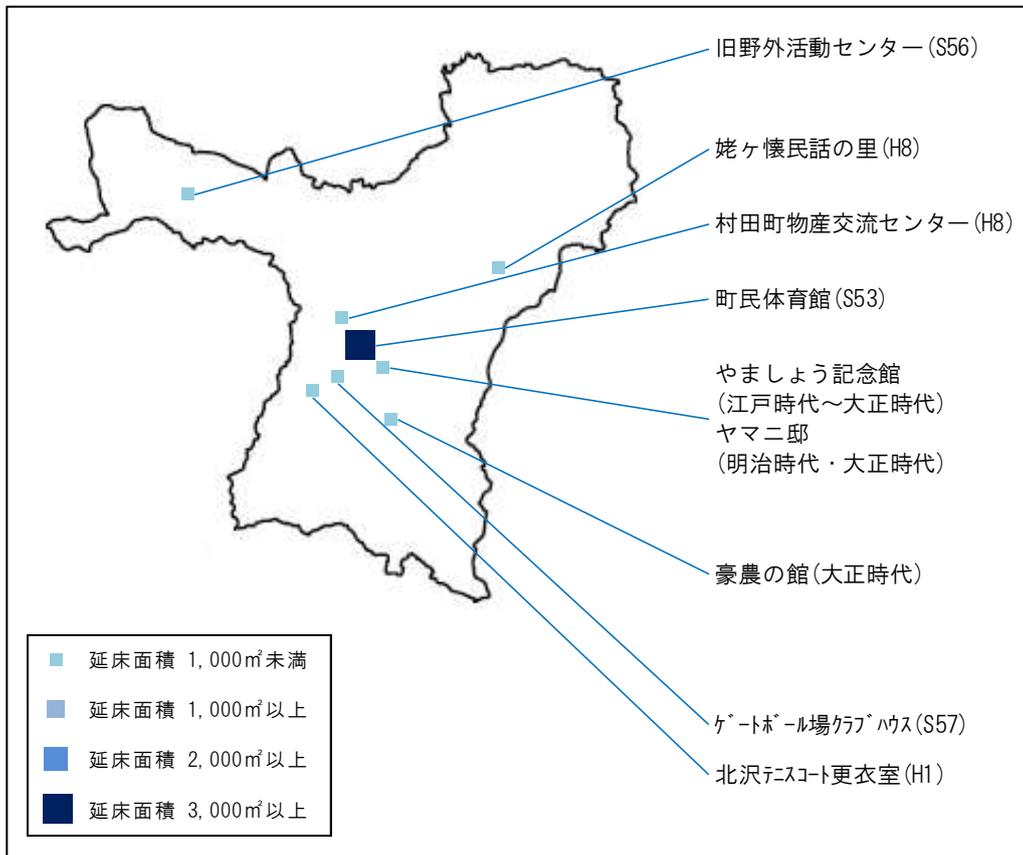
3. スポーツ・レクリエーション系施設

(1) 施設の概要

【表 4-3】 スポーツ・レクリエーション系施設一覧(令和2年度末現在)

No	施設類型	施設名	棟数	延床面積 (㎡)	構造	施設状況				
						代表 建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強	避難所 指 定
1	スポーツ施設	村田町民体育館	1	3,381.00	RC造	S53	42	未	未	○
2		ゲートボール場クラブハウス	1	65.00		S57	38	-	-	
3		北沢テニスコート更衣室	1	19.00	W造	H1	31	-	-	
4	レクリエーション 施設・観光施設	やましよう記念館 [店蔵、主屋、離座敷、浴室 、内蔵、中蔵、西蔵、味噌 蔵、塩蔵、作業場]	10	829.30	W造・土蔵造	江戸時代～ 大正時代		-	-	
5		ヤマニ邸 [店蔵、主屋、内蔵、浴室、 便所、倉庫]	6	433.46	W造・土蔵造	明治時代・ 大正時代		-	-	
6		豪農の館 [主屋、便所]	2	441.61	W造	大正時代		-	-	
7		姥ヶ懐民話の里 [伝承館、産直館]	2	330.00	W造	H8	24	-	-	
8		旧野外活動センター	1	395.50	RC造	S56	39	未	未	
9		村田町物産交流センター [本館、便所]	2	906.74	RC造・W造	H8	24	-	-	
計			26	6,801.61						

【図 4-3】 スポーツ・レクリエーション系施設配置図(令和2年度末現在)



(2) 現状と課題

- ・スポーツ・レクリエーション系施設は9施設(26棟)あり、総延床面積は6,801.61㎡です。
- ・江戸時代から大正時代にかけて建築されたやましよう記念館及びヤマニ邸、大正時代に建築された豪農の館を除く3施設が築30年以上を経過しており、うち2施設が新耐震基準を満たしておらず、耐震診断及び耐震補強も未実施となっています。
- ・村田町民体育館は、築40年以上を経過し、施設全体的に老朽化が進行しており、年々施設の維持管理費用が増加傾向にあります。また、町指定避難所に指定されていることから、耐震診断及び耐震補強の実施のほか、老朽化対策の実施が課題となっています。

(3) 管理に関する基本的な方針

- ・耐震診断及び耐震補強が未実施の2施設については、耐震診断・耐震補強の実施を検討し、施設利用者の安全確保に努めます。
- ・村田町民体育館は、今後も施設を維持し、利用を継続する必要があることから、今後の施設利用の見通しや維持管理費用等を勘案しながら施設改修による長寿命化又は建替えを比較し、他の施設の集約化、複合化も含めた計画的な施設の長寿命化を検討します。
- ・平成26年9月に宮城県で初めて伝統的建造物群保存地区に選定された「村田町村田伝統的建造物群保存地区」において、貴重価値が高い建造物であるやましよう記念館及びヤマニ邸は、令和2年度で3千人の入館者があり、観光施設・観光案内の拠点となっていることから、今後の施設利用の見通しや維持管理費用等を勘案し、施設の修理・修繕による計画的な施設の長寿命化を検討します。
- ・大正時代の豪農の生活の様子を知る貴重な歴史資料として、平成6年に町に寄贈された建造物である豪農の館は、文化庁職員や建築士、建築学専攻の学生等が施設研修に訪れるほど貴重価値の高い建造物であり、観光施設としても重要な施設であることから、今後の施設利用の見通しや維持管理費用等を勘案し、施設の修理・修繕による計画的な施設の長寿命化を検討します。
- ・姥ヶ懐民話の里及び道の駅むらたは築24年が経過、野外活動センターは築39年が経過しており、部分的に老朽化が進行しているため、今後の施設利用の見通しや維持管理費用等を勘案し、施設改修による長寿命化を検討します。また、現在は指定管理者制度により施設を維持管理していますが、効率的で効果的な運営による施設効用の向上を図るため、民間活力の導入を含めた今後の施設の在り方を検討します。

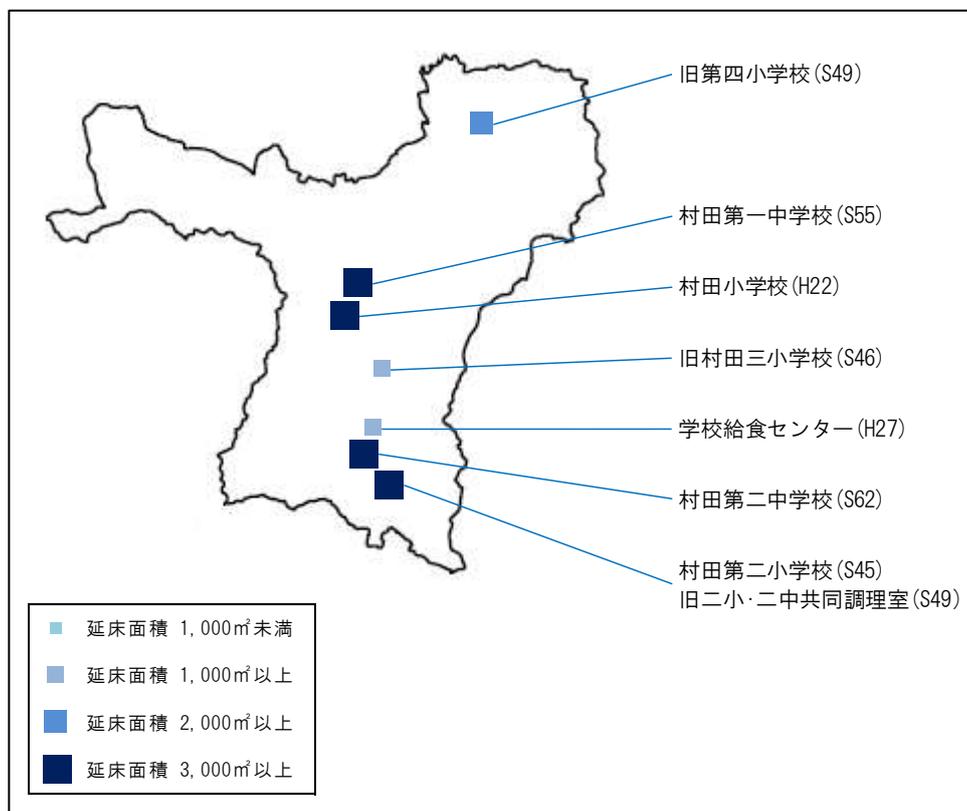
4. 学校教育系施設

(1) 施設の概要

【表 4-4】 学校教育系施設一覧(令和 2 年度末現在)

No	施設類型	施設名	棟数	延床面積 (㎡)	構造	施設状況				
						代表 建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強	避難所 指定
1	学校	村田小学校 [校舎、体育館、附属体育館、プール附属棟]	4	7,491.00	SRC造・S造・W造	H22	10	-	-	○
2		村田第二小学校 [校舎、体育館、図書館、プール附属棟]	4	3,513.00	RC造・S造・W造	S45	50	済	済	○
3		旧村田第三小学校(廃校) [校舎]	1	1,781.00	RC造	S46	49	未	未	
4		旧村田第四小学校(廃校) [校舎、体育館、渡廊下]	3	2,146.00	RC造・W造	S49	46	済	-	
5		村田第一中学校 [校舎1、校舎2、体育館、プール附属棟]	4	7,095.00	RC造・W造	S55	40	済	済	○
6		村田第二中学校 [校舎、体育館、ガス庫、プール附属棟]	4	5,446.00	RC造・S造・W造	S62	33	-	-	○
7	その他教育施設	学校給食センター	1	1,107.90	S造	H27	5	-	-	
8		旧二小・二中共同調理室(廃止)	1	133.00	S造	S49	46	未	未	
計			22	28,712.90						

【図 4-4】 学校教育系施設配置図(令和 2 年度末現在)



(2) 現状と課題

- ・ 学校教育系施設は8施設（22棟）あり、総延床面積は28,712.90㎡です。
- ・ 6施設が築30年以上を経過しており、廃校及び廃止となった2施設は耐震診断及び耐震補強が未実施となっています。
- ・ 廃校となった施設について、民間への売却等も含めた跡地利用の検討が課題となっています。

(3) 管理に関する基本的な方針

- ・ 児童生徒が安全に施設を利用できるよう、点検・診断結果等により危険箇所等が発見された場合は、利用状況等を踏まえ、速やかに対策を実施するなど、施設の安全確保に努めます。
- ・ 老朽化が進行する施設については、施設利用の見通しや維持管理費用等を勘案し、今後の施設の在り方を検討します。
- ・ 廃校となった施設は、防犯等の観点から定期点検を行い、地域も含めた施設の役割や民間への売却・除却等も含めた今後の施設の在り方を検討します。

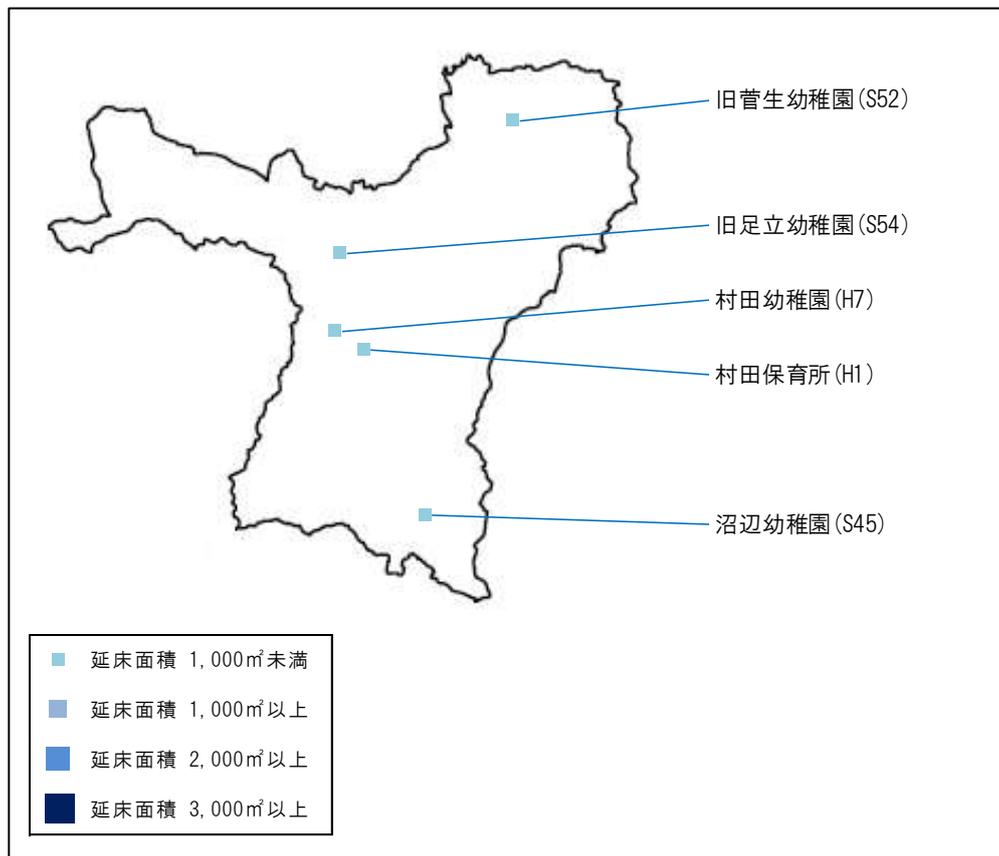
5. 子育て支援施設

(1) 施設の概要

【表 4-5】 子育て支援施設一覧(令和 2 年度末現在)

No	施設類型	施設名	棟数	延床面積 (㎡)	構造	施設状況				
						代表 建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強	避難所 指定
1	幼稚園・保育園	村田幼稚園	1	839.00	RC造	H7	25	-	-	
2		沼辺幼稚園 [園舎、体育館、職員室]	3	409.00	W造・S造	S45	50	未	未	
3		旧足立幼稚園(廃園)	1	259.00	W造	S54	41	未	未	
4		旧菅生幼稚園(廃園)	1	218.00	W造	S52	43	未	未	
5		村田保育所 [保育室、事務室]	2	684.10	W造・S造	H1	31	-	-	
計			8	2,409.10						

【図 4-5】 子育て支援施設配置図(令和 2 年度末現在)



(2) 現状と課題

- ・子育て支援施設は5施設（8棟）あり、総延床面積は2,409.10㎡です。
- ・4施設が築30年以上を経過しており、うち3施設は新耐震基準を満たしておらず、廃園となった施設を含め、耐震診断及び耐震補強が未実施となっています。
- ・廃園となった施設について、今後の跡地利用の検討が課題となっています。

(3) 管理に関する基本的な方針

- ・園児が安全に施設を利用できるよう、点検・診断結果等により危険箇所等が発見された場合は、利用状況等を踏まえ、速やかに対策を実施するなど、施設の安全確保に努めます。
- ・老朽化が進行する施設については、施設利用の見通しや維持管理費用等を勘案し、今後の施設の在り方を検討します。
- ・廃園となった施設は、防犯等の観点から定期点検を行い、地域も含めた施設の役割や民間への売却・除却等も含めた今後の施設の在り方を検討します。

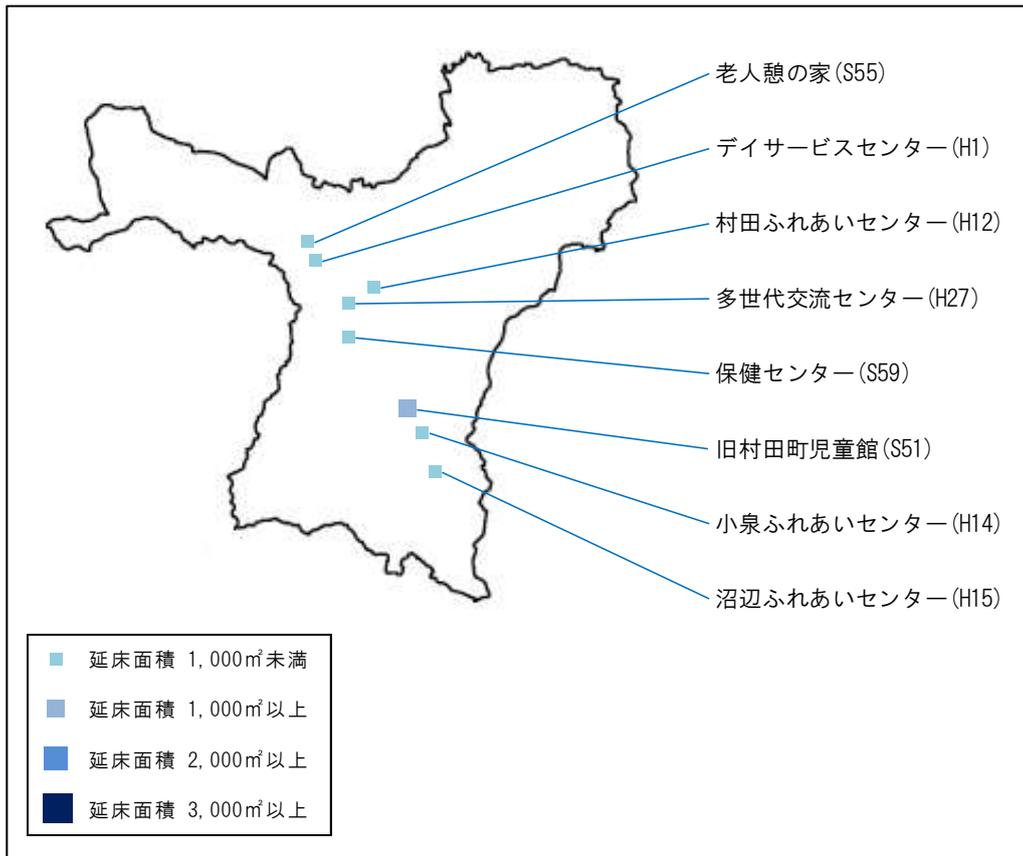
6. 保健・福祉施設

(1) 施設の概要

【表 4-6】 保健・福祉施設一覧(令和 2 年度末現在)

No	施設類型	施設名	棟数	延床面積 (㎡)	構造	施設状況				
						代表 建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強	避難所 指定
1	高齢福祉施設	老人憩の家	1	356.00	W造	S55	40	未	未	
2		デイサービスセンター	1	258.61	RC造	H1	31	-	-	
3		村田ふれあいセンター	1	174.00	W造	H12	20	-	-	
4		小泉ふれあいセンター	1	126.00	W造	H14	18	-	-	
5		沼辺ふれあいセンター	1	146.00	W造	H15	17	-	-	
6	障害福祉施設	旧村田町児童館	1	310.00	W造	S51	44	未	未	
7	保健施設	保健センター	1	560.00	RC造	S59	36	-	-	
8	その他	多世代交流センター	1	660.83	W造	H27	5	-	-	
計			8	2,591.44						

【図 4-6】 保健・福祉施設配置図(令和 2 年度末現在)



(2) 現状と課題

- ・保健・福祉施設は8施設（8棟）あり、総延床面積は2,591.44㎡です。
- ・4施設が築30年以上を経過しており、うち2施設が新耐震基準を満たしておらず、耐震診断及び耐震補強が未実施となっています。

(3) 管理に関する基本的な方針

- ・耐震診断及び耐震補強が未実施の2施設については、耐震診断・耐震補強の実施を検討し、施設利用者の安全確保に努めます。
- ・老朽化が進行する施設については、今後の施設利用の見通しや維持管理費用等を勘案しながら施設改修による長寿命化又は建替えを比較し、計画的な施設の長寿命化を検討します。
- ・各施設は、地域住民への委託や指定管理者制度により施設を維持管理しており、今後も効率的で効果的な施設運営に努めます。

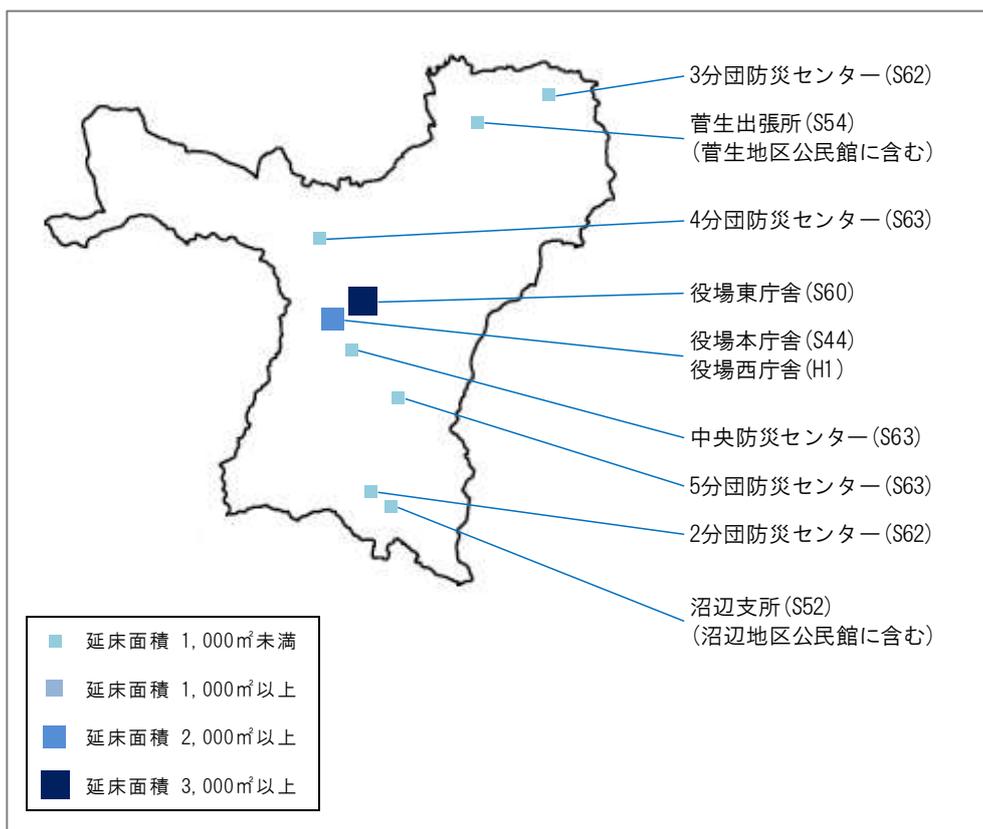
7. 行政系施設

(1) 施設の概要

【表 4-7】 行政系施設一覧(令和 2 年度末現在)

No	施設類型	施設名	棟数	延床面積 (㎡)	構造	施設状況				
						代表 建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強	避難所 指定
1	庁舎等	役場本庁舎	1	1,578.20	RC造	S44	51	済	未	
2		役場西庁舎	1	433.70	S造	H1	31	-	-	
3		役場東庁舎	1	3,056.90	RC造	S60	35	済	済	
4	その他	中央防災センター	1	255.50	SC造	S63	32	済	-	
5		2分団防災センター	1	58.20	SC造	S62	33	済	-	
6		3分団防災センター	1	58.20	SC造	S62	33	済	-	
7		4分団防災センター	1	58.20	SC造	S63	32	済	-	
8		5分団防災センター	1	58.20	SC造	S63	32	済	-	
計			8	5,557.10						

【図 4-7】 行政系施設配置図(令和 2 年度末現在)



(2) 現状と課題

- ・行政系施設は8施設（8棟）あり、総延床面積は5,557.10㎡です。
- ・各庁舎は、いずれも建築年数が30年以上を経過しています。特に本庁舎は、建築年数が51年を経過しており老朽化が著しく進んでいます。また、耐震性も不足しています。
- ・庁舎は行政機能の中核であり、住民サービスを行う拠点として利用され、かつ、災害時における防災拠点施設としても位置付けられています。このことから、各庁舎の効率的、効果的に維持管理に努めるとともに、庁舎建設を含めた今後の庁舎整備について検討する必要があります。
- ・中央防災センターはじめ各分団防災センターは、築32年を経過しており耐用年数をまもなく迎える時期にあります。災害発生時における防災拠点としての機能を確保するためにも、劣化による部分的な改修の定期的な実施を検討します。

(3) 管理に関する基本的な方針

- ・計画的に点検や劣化診断を行う（予防保全型維持管理）ことで、施設の長寿命化を図ります。
- ・点検や診断結果に基づき維持管理や修繕を行うことで、維持管理経費の縮減や平準化に努めます。
- ・点検や診断等により危険な箇所があると判断された箇所については、緊急的な修繕等を行い、安全の確保を図ります。
- ・節水の推奨、ごみ発生の抑制、省電力化等の省エネルギー対策の推進による維持管理経費の削減に努めます。
- ・庁舎は、不特定多数の方が利用する施設であることから、誰もが使いやすく安心して利用できるよう、住民の利便性の向上を目指した取組を進めます。
- ・庁舎について、機能維持に必要な修繕を進めながら今後の在りようを踏まえ、大規模改修または庁舎機能の集約化・複合化等を視野に入れた建替えを検討します。
- ・防災拠点としての有事の際に機能を損なうことのないよう各施設の劣化や損傷の状況などを考慮し、施設修繕について優先順を検討します。

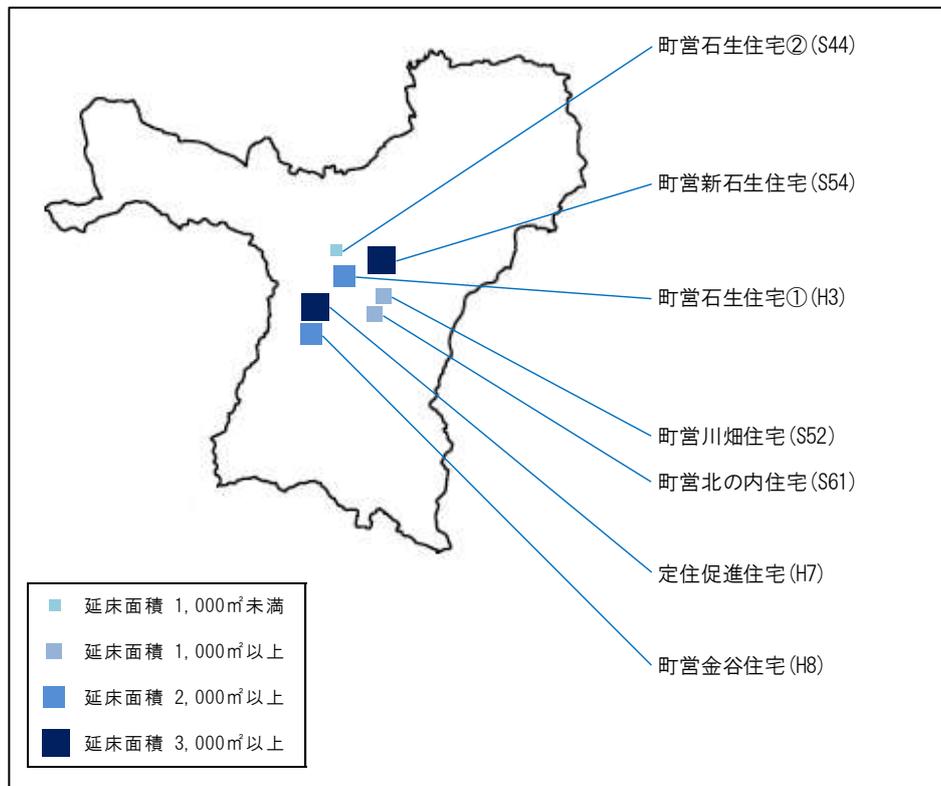
8. 公営住宅

(1) 施設の概要

【表 4-8】 公営住宅施設一覧(令和 2 年度末現在)

No	施設類型	施設名	棟数	延床面積 (㎡)	構造	施設状況				
						代表 建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強	避難所 指定
1	公営住宅	町営石生住宅① [1~3号棟、集会所]	4	2,404.23	RC造・W造	H3	29	-	-	
2		町営石生住宅② [1~8号棟]	8	364.30	W造	S44	51	未	未	
3		町営金谷住宅 [3・5号棟、プロパン庫、集 会所]	4	2,058.90	RC造・W造	H8	24	-	-	
4		町営川畑住宅 [1~4号棟]	4	650.30	簡易耐火 建築物	S52	43	済	未	
5		町営新石生住宅 [1~10号棟]	10	3,266.50	簡易耐火 建築物	S54	41	済	未	
6		町営北の内住宅 [1・2号棟]	2	1,752.84	RC造	S61	34	-	-	
7		定住促進住宅 [1・2号棟、集会所、自転車 駐輪場、プロパン庫、塵 芥集積所]	8	4,193.72	RC造	H7	25	-	-	
計			40	14,690.79						

【図 4-8】 公営住宅施設配置図(令和 2 年度末現在)



(2) 現状と課題

- ・ 公営住宅は7施設（40棟）あり、総延床面積は14,690.79㎡です。
- ・ 3施設が築40年以上を経過しており、新耐震基準を満たしておらず、耐震補強が未実施となっています。

(3) 管理に関する基本的な方針

- ・ 老朽化が進行する施設については、今後の施設利用の見通しや維持管理費用等を勘案しながら施設改修による長寿命化又は建替えを比較し、計画的な施設の長寿命化を検討します。
- ・ 築51年を経過する町営石生住宅については、耐震診断及び耐震補強が未実施であり、今後の施設の維持費用及び築年数を考慮し、施設を撤去し、跡地の有効活用を検討します。

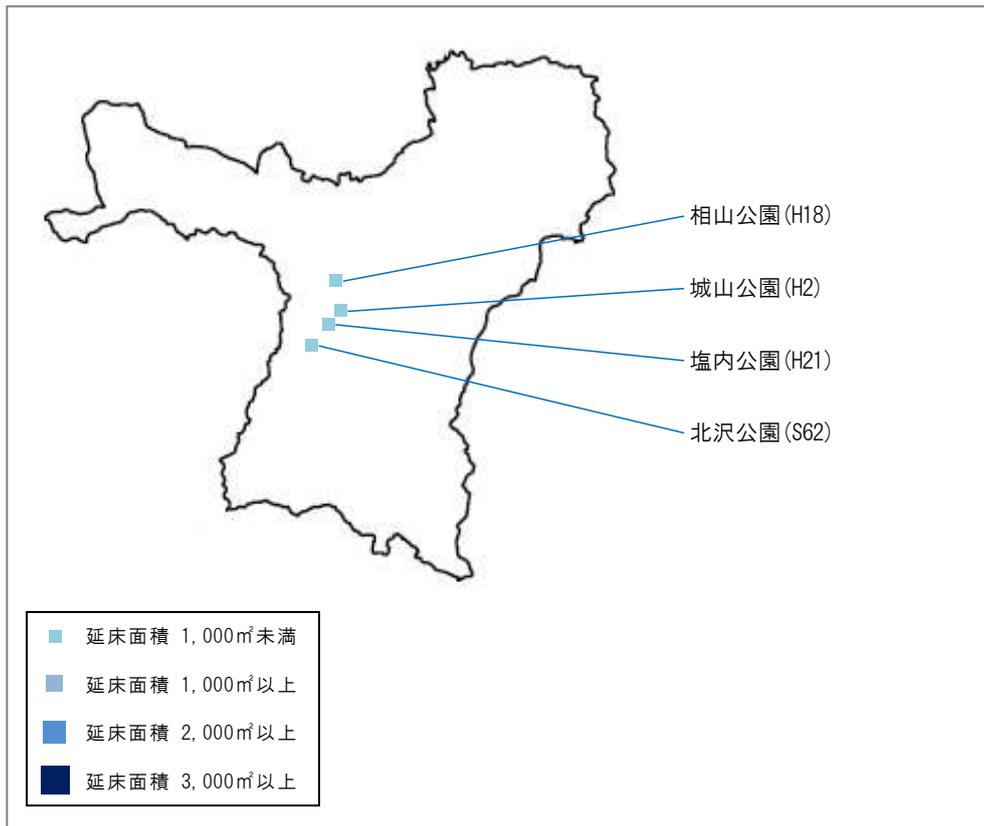
9. 公園

(1) 施設の概要

【表 4-9】 公園施設一覧(令和 2 年度末現在)

No	施設類型	施設名	棟数	延床面積 (㎡)	構造	施設状況				
						代表 建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強	避難所 指定
1	公園	相山公園 [便所2箇所]	2	33.30	S造、W造	H18	14	-	-	
2		塩内公園 [便所]	1	17.40	W造	H21	11	-	-	
3		北沢公園 [便所、倉庫]	2	29.70	RC造	S62	33	-	-	
4		城山公園 [便所3箇所、ポンプ室]	4	60.20	RC造・W造	H2	30	-	-	
計			9	140.60						

【図 4-9】 公園施設配置図(令和 2 年度末現在)



(2) 現状と課題

- ・公園施設は4施設(9棟)あり、総延床面積は140.60㎡です。
- ・2施設が築30年以上を経過していますが、全ての施設が新耐震基準を満たしています。

(3) 管理に関する基本的な方針

- ・老朽化が進行する施設については、今後の施設利用の見通しや維持管理費用等を勘案しながら施設改修による長寿命化又は建替えを比較し、計画的な施設の長寿命化を検討します。

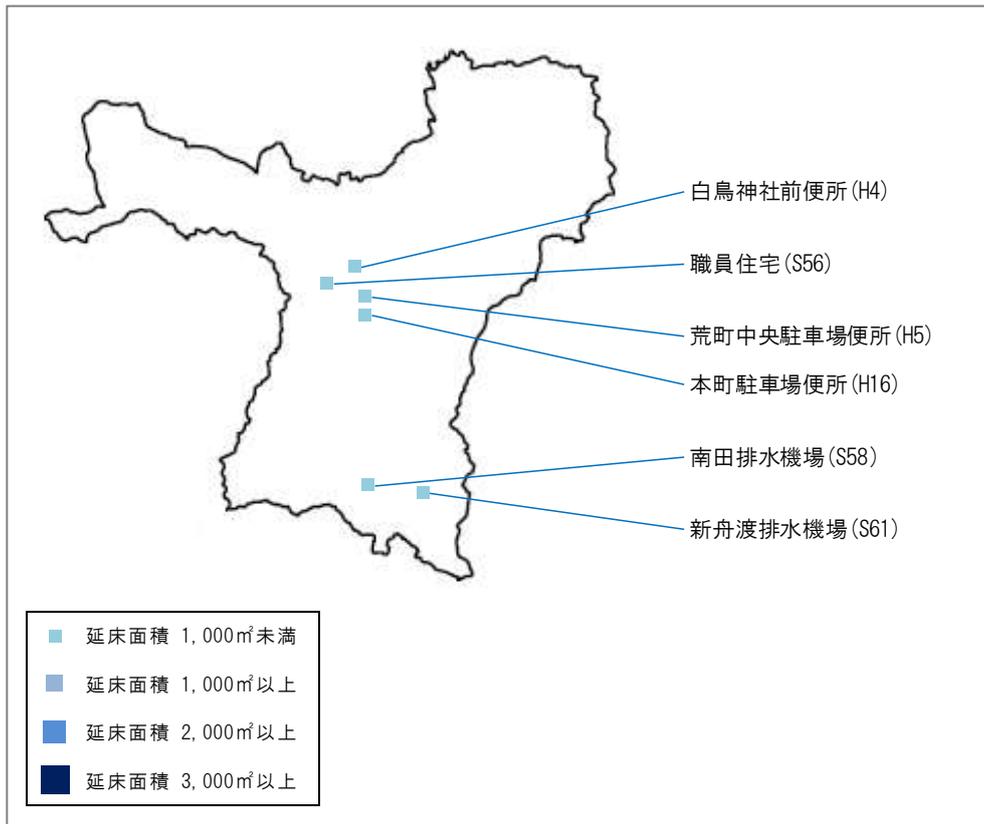
10. その他

(1) 施設の概要

【表 4-10】 その他施設一覧(令和2年度末現在)

No	施設類型	施設名	棟数	延床面積 (㎡)	構造	施設状況				
						代表 建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強	避難所 指定
1	その他	職員住宅	1	160.80	W造	S56	39	未	未	
2		白鳥神社前便所	1	6.30	W造	H4	28	-	-	
3		本町駐車場便所	1	17.40	W造	H16	16	-	-	
4		荒町中央駐車場便所	1	7.80	W造	H5	27	-	-	
5		新舟渡排水機場	1	177.00	RC造	S61	34	-	-	
6		南田排水機場	1	119.80	RC造	S58	37	-	-	
計			6	489.10						

【図 4-10】 その他施設配置図(令和2年度末現在)



(2) 現状と課題

- ・その他の施設は6施設（6棟）あり、総延床面積は489.10㎡です。
- ・3施設が築30年以上を経過しており、うち1施設が新耐震基準を満たしておらず、耐震診断及び耐震補強が未実施となっています。

(3) 管理に関する基本的な方針

- ・老朽化が進行する施設については、今後の施設利用の見通しや維持管理費用等を勘案しながら施設改修による長寿命化又は建替えを比較し、計画的な施設の長寿命化を検討します。

## 第2節 インフラ施設及び公営企業施設

### 1. 道路・橋りょう

#### (1) 現状と課題

- ・道路は412路線あり、総延長238,251m、道路部面積1,272.016㎡です。
- ・橋りょうは101橋あり、総延長1,522m、橋りょう部面積7,926㎡です。
- ・天候や交通量等の諸条件により、路面の劣化にバラつきが生じやすいアスファルト舗装ですが、近年、災害復旧・復興工事や通信販売等による運送需要の高まりにより、大型車両等の交通量が増加しており、舗装面の劣化が急速に進行し、修繕・補修箇所及び修繕費用が年々増加傾向にあります。

#### (2) 管理に関する基本的な方針

- ・定期点検結果に基づき、修繕・補修等の優先順位を定めた修繕計画を策定し、道路・橋りょうの維持管理及び長寿命化に努めます。
- ・日常点検や住民からの通報により、危険箇所等が発見された場合は、速やかに応急処置を行い、安全確保に努めます。
- ・生活形態の変化に伴う道路利用状況を踏まえ、路線の統合や廃止について、相対的に検討します。

### 2. 上水道施設

#### (1) 現状と課題

- ・上水道施設は1施設(2棟)あり、総延床面積は369.00㎡で、築30年以上を経過した施設(1棟)はあるが、新耐震基準を満たしています。
- ・上水道の管路延長は186,826m(うち工業用水道3,248m)で、耐用年数(40年)を超える管路は3,205mとなっています。
- ・給水人口の減少や節水機器の普及等により、料金収入の減少が見込まれる反面、施設の老朽化による維持管理費用や施設更新費用が年々増加しており、財源確保が課題となっています。

#### (2) 管理に関する基本的な方針

- ・昭和60年代から整備した水道管の老朽化による更新が令和8年度以降に集中する見込みであるため、更新費用の平準化を図るため、アセットマネジメントを策定し、計画的な施設更新に努めます。
- ・災害時等における拠点施設や避難所等を結ぶ重要な給水管路は、管路や箇所等の優先順位を定め、計画的に耐震化及び長寿命化を図ります。
- ・人口減少による将来の水需要の減少を見据えた配水池等のダウンサイジング、管路敷設効率性の検証に基づく管路の縮小・効率的な管路の整備を検討します。
- ・公営事業コンセッション等導入可能性調査を実施し、より効率的な管理手法の導入を検討します。

### 3. 下水道施設

#### (1) 現状と課題

- ・ 下水道施設は1施設(1棟)あり、総延床面積は140.56㎡で、築30年以上を経過した施設はなく、全ての施設が新耐震基準を満たしています。
- ・ 下水道の管路延長は73,178m(うち農業集落排水区域内6,649m)となっています。
- ・ 給水人口の減少や節水機器の普及等により、料金収入の減少が見込まれる反面、施設の老朽化による維持管理費用や施設更新費用が年々増加しており、財源確保が課題となっています。

#### (2) 管理に関する基本的な方針

- ・ 公共下水道は令和3年度より環線管渠のストックマネジメントに向けた調査を行い、計画的な維持更新に努めます。
- ・ 農業集落排水事業については、平成29年度に策定した長寿命化計画を基に随時、更新工事を行っていきます。
- ・ 耐震性と耐久性の高い管材と工法により管路の更新を行い、施設の長寿命化を図ります。
- ・ 公営事業コンセッション等導入可能性調査を実施し、より効率的な管理手法の導入を検討します。

村田町公共施設等総合管理計画

(平成 29 年 3 月策定 令和 3 年 12 月改訂)

発 行 宮城県村田町

編 集 村田町財政課

〒989-1392 宮城県柴田郡村田町大字村田字迫 6 番地

TEL:0224-83-2112 FAX:0224-83-5740

E-Mail:mura-zai@town.murata.miyagi.jp